

相模原市市民局市民協働推進課 配布期間:令和5年5月31日まで

お問合わせ: 042-769-9225

相模原市

協働事業提案制度

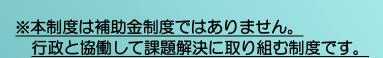
一 令和5年度募集要領 一

- 〇 今年度の行政提案型協働事業はございません。
- 市民提案型協働事業の提案を希望される方は、必ず事前相談の 手続きが必要です。
 - ・<u>令和6年度開始事業の提案を希望される方は、</u> 4月28日(金)までに事前相談シートをご提出ください。
 - 令和7年度以降開始事業についても随時相談を受け付けています。

次のような事業が対象です。

- ◎ 5人以上の会員で組織され、1年以上の活動実績がある団体が行う事業
- ◎営利を目的とせず、地域や社会の課題解決につながる公益的な事業
- ◎団体と行政が課題認識や目的を共有することができ、役割分担して進める ことで相乗効果を見込める事業

くわしくは、本文をご覧ください。





相模原市マスコットキャラクター 『さがみん』

目 次

1	はじめに	· · · P 1
2	協働事業提案制度とは	· · · P 2
3	協働事業のメリット	· · · P 2
4	提案の募集区分	· · · P 3
5	提案者の要件	· · · P 4
6	提案する事業の要件	···P 5
7	制度のフロー	· · · P 6
8	事前相談・ヒアリング	· · · P 7
9	提案受付	· · · P 8
1 0	提案書の審査	· · · P 8
1 1	スケジュール(予定)	· · · P 9
1 2	事業の継続、実施期間	· · · P11
1 3	経費	· · · P 1 2
1 4	提案書等の公開	· · · P 1 5
1 5	審査	· · · P 1 5
1 6	事業の成果物の帰属	· · · P 1 7
1 7	提案する前に改めて制度の趣旨を…	· · · P 1 7
18	総合計画該当チェックシート	· · · P 2 0
1 9	提案書等記入例	· · · P 2 2
2 0	よくある質問	· · · P 3 3
2 1	協議を効果的に進めるために	· · · P 3 5
2 2	過去の採択事業の概要	· · · P 3 6

この募集要領や第1号様式〜第5号様式などの電子データは、市ホームページ 市政情報―市政への参加・連携―市民協働―協働事業提案制度の概要から ダウンロードできます。

(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/partnership/1004938/index.html)

お問い合わせ

相模原市 市民局 市民協働推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電 話 042-769-9225 FAX 042-754-7990

E-mail: shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

1 はじめに

協働事業提案制度創設の契機等

協働事業提案制度創設の契機は、市民組織である「パートナーシップ市民フォーラムさがみはら」から、平成19年5月に「相模原市における市民と行政の効果的な協働事業の仕組み(協働事業提案・検証制度の創設)」についての提言が市長に行われたことによります。提言では、本市において市民発案の協働事業を提案する場、市民・行政がともに協議する場、事業選定の基準及び方法についての統一的なシステムの構築等が必要であるとされました。その後、この提言を基として、同市民組織と行政との検討により本制度が平成20年4月にスタートしています。

また本市では、平成24年3月に制定した「相模原市市民協働推進条例」の目的である、皆で担う地域社会の実現に向けて、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「第2次相模原市市民協働推進基本計画」を策定しました。

基本計画では、協働事業提案制度を基本施策「協働により実施する事業を提案できる機会の提供」における重点的な取組として位置づけています。

本市提案制度の特色

- ○市民・行政が知恵と力を出し合い、持続的な発展を目指した相模原オリジナルの提案制度になっています。
- ○本市提案制度の特色としては、大きく次の3点が挙げられます。
 - ① 協議の場面を大切にした仕組みとなっていること。
 - ② 協働事業提案制度の運用を、制度活用推進団体と市が協働で行い、事業の 創出を推進するための提案の成案化・事業化を支援する体制があること。
 - → 制度活用推進団体として、公募により選考された「NPO 法人市民フォーラム さがみはら」が運営に参加します。
 - ③ アイデア提案の仕組みがあること。

◆◆ 制度活用推進団体とは? ◆◆

相模原市では、協働事業提案制度を、公募により選考された「制度活用推進団体」=「NPO 法人市民フォーラムさがみはら」との協働で運営しています。制度活用推進団体は、提案の 成案化・事業化を推進し、新たな協働事業の創出を図るため、協議の場などで助言を行いま す。また、協働事業実施後も引き続き応募団体のサポートをしていきます。

- ※制度活用推進団体は、市民目線で応募団体をサポートします。制度活用推進団体への相談 を希望される場合は次の連絡先へ。
 - ◎代表理事 畠山 昇 連絡先 090-1054-9208
 - ◎事務局長 中島 謙一 連絡先 042-776-2456
 - ◎団体HP https://www.facebook.com/NpoFaRensagami

2 協働事業提案制度とは

みんなが悩んでいる公共的課題を市民と行政が協働して解決する!

地域には防犯をはじめとし、教育、福祉、環境、地域振興など様々な分野にわたって不特定多数の市民の皆さんに関係する公共的な課題があります。

協働事業提案制度は、このような公共的課題(みんなが抱える悩みのタネ)を、 市民の皆さんと行政が、互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など) を結集し、協働(役割分担)することによって効果的に解決していくためのひと つの仕組みです。

協働事業提案制度では、市民の皆さんから事業提案をいただき、成案化・実施・評価・検証の段階にいたるまでの長期にわたるプロセス(いわゆるPDCA)を、公開の原則の下に実施していきます。

3 協働事業のメリット

協働事業提案制度で実施する事業によって市民の方が利益を享受するのはもち るんのこと、事業を実施する団体や市にも以下のようなメリットが期待できます。

市民活動団体にとってのメリット

- ○行政が持つ情報や知識を活用し、事業を実施することで、ノウハウの蓄積が可能になります。
- ○行政との協働事業を実施することで、市民からの信頼を得られ、評価が高まります。また、広報活動・会場確保・費用などを行政と役割分担することで、事業の実現性が高まるとともに、より効果的な事業が期待できます。

行政にとってのメリット

- ○多様化する市民ニーズに柔軟に対応した新たな公共サービスの提供が可能になります。
- ○市民活動団体と協働することで、団体の活動方法や考え方を知ることができ、 事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となります。

4 提案の募集区分

具体的な協働事業の企画をご提案いただき事業化をめざすもの 来年度からの事業着手をめざし、募集期間内にご応募ください

① 市民提案型協働事業

~市民の皆さんの抱えている悩みのタネを解決する~

- ◆ 応募は団体に限ります。
- ◆ 課題設定(テーマ)はありません。
- ◆ 市民の皆さんの日ごろ感じている公共的課題に対し、市との協働により効果的に解決が図られると思われる解決方策について、自由な発想による提案を募集します。
- ◆ 主体的に事業を実施していただくことが前提となります。

② 行政提案型協働事業

~市の抱えている悩みのタネを解決する~

- ◆ 応募は団体に限ります。
- ◆ 市が抱えている課題で、市民の皆さんと協働して進めたいと思っている事業のテーマを、あらかじめ行政からの提案として提示します。
- ◆ 市から提示されたテーマシートに基づき、市民の皆さんが考える具体 的な事業実施の企画(提案)を募集します。

※令和5年度の行政提案型協働事業提示テーマはございません。

課題解決のアイデアを登録・公開し、今後の提案に結びつけるもの 随時受け付けています

③ アイデア提案

~市民の皆さんの協働の芽(アイデア)を育てる~

- ◆ 個人の方でも応募できます。
- ◆ 詳細な事業計画に到っていない、人材がそろっていないなど、協働事業提案の要件が不足している場合に活用できます。
- ◆ アイデア提案のままでは、事業化することはできませんが、市民の皆さんが知恵と力を合わせながら、少し時間をかけてアイデアを成長させ、事業提案に結びつける仕組みです。
- ◆ 簡単な様式に思いを書いていただき、登録・公開します。
- ◆ 公開後も状況についてお伺いすることがあります。

応募書式など詳しくは市ホームページをご覧ください。

5 **提案者の要件**(市民提案型協働事業・行政提案型協働事業)

事業実施の主体性と非営利

- 提案する事業に主体的に関わる(自らが担う)意思を持ったもの。
- NPO(法人格の有無は問いません)、自治会、企業、大学等が、公共の 利益を実現するために市内で活動を行うもの。

協働事業提案に応募する方の要件

- 相模原市内に意思決定の場を置くことができること。
- 5人以上の会員で組織している団体であること。
- 1年以上継続して活動している団体であること。
- 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- 予算を持つ団体については、適切な会計処理が行われていること。

次の事項に該当する場合は提案できません

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる 目的とする団体。
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体。
- 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体。
- 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「排除条例」という。)第2条第2号から第5号までのいずれかに該当するもの。
- 排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるも の。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第14 7号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体。

6 提案する事業の要件

次のいずれにも該当する事業が対象となります

- 提案する市民(団体)自らが担うことが可能なもの。
- 市民と行政が協働することによって、相乗効果が生じると認められるもの。
- 市民と行政が課題意識や目的を共有でき、地域の課題や社会的課題の解決 につながるもの。
- 役割分担が明確かつ妥当なもの。
- 予想される成果が明確で、将来展望が明らかなもの。

次の事項に該当する事業は対象となりません

- 営利を主たる目的とするもの。
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。
- 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの。
- 政策等の提案を主たる目的とするもの。
- 施設等の建設又は整備を目的とするもの。
- 公序良俗に反するもの。
- 相模原市の他の補助制度等の対象となるもの。

協働事業提案制度は補助制度ではありません。行政とともに、課題解決に取り組む制度です。

※補助制度

市民の自主的な活動について、市が公益上必要であると認めた場合に、資金的な支援を行うもの

・仕様作成⇒市民・事業実施者⇒市民・資金⇒市

※協働事業提案制度

市民からの事業提案を受け、市民と市で目的を共有した上で最も適切な手法を協議し、事業の仕様を作成。それぞれの特性を生かし役割分担して実施する。

・仕様作成⇒市民と市の協議 ・事業実施者⇒市民と市が役割分担 ・資金⇒市民と市で出し合う

事業費の支援を探している。

「市民ファンドゆめの芽」

市民や企業の皆さんからの寄附金を原資に、市民活動団体が行う社会 貢献活動を財政的に支援します。 実施主体に行政が加わる協働事業 提案制度とは異なり、市民活動団体 が主体的に事業を進めることが要 件です。11月頃募集予定です。

「地域活性化事業交付金」

次のような制度があります。

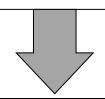
地域の活性化や課題解決を図る目的で、主体的に行われる取組に対して、交付します。

各まちづくりセンターで、毎年3 月頃から事前相談を行い、4月から募集します。

いずれも、詳しくは市ホームページをご覧ください。 このほか、さがみはら市民活動サポートセンターのホームページでは、各種助成制度を随時ご紹介しています。

7 制度のフロー (市民提案型協働事業・行政提案型協働事業)

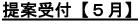
事前相談



事前相談【~4月】 ※提案希望団体は必須

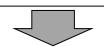
- 市民協働推進課にて事前相談を受けます。事前相談の内容を関係 課に情報提供し、行政の取組状況や提案内容の課題を団体にフィ ードバックします。
 - ※事前相談は通年受け付けていますが、令和5年5月以降の相談 は令和7年度からの事業実施を目指すことになります。

提案受付



○ 事前相談の結果を踏まえ、必要な書類を揃えて提出してください。

提案書の審査



提案書の審査【6月】

○ 要件を満たしているか、提出書類が整っているかなどについて、 形式的な審査を行います。

協議



<u>協議【7月~9月】</u>

○ 提案団体と提案に関係する市の関係課との間で、協議を行います。 提案団体と事業の主たる担当課との間で合意に至ったものが、次 のステップとなる公開プレゼンテーションに進みます。

公開プレゼンテ ーション・審査

公開プレゼンテーション・審査【10月】

- 提案の趣旨を広く市民の皆さんに伝える場、協働を学ぶ場として、 プレゼンテーション(提案説明会)を公開で行います。
- 公開プレゼンテーション終了後、市民協働推進審議会委員による 審査(非公開)を行います。

事業化の内示

実施に向けた協議 (協定書の準備)

事業化の内示【12月】

- □ 市民協働推進審議会の審査結果を踏まえ市で検討を行い、提案された団体に対し通知します。
- 採択となった提案は、引き続き事業実施に向けた協議を進めます。
- 予算を伴う事業の正式な決定は、市議会による予算審議の承認後 (通常3月下旬)となります。

事業化決定

協定締結・ 事業着手

事業実施【翌年4月以降】

- 事業開始後も、提案団体や事業担当課が課題や情報を共有し、事業を実施します。

公開中間ヒア リング・審査

公開中間ヒアリング、公開事業報告会(事業の検証)

- 事業の成果、協働の効果・課題を検証するため、事業化1・2年 度目は中間ヒアリング、3年度目・終了後は公開事業報告会にお いて、市民協働推進審議会による聴取を行います。
 - ※次年度継続を希望する事業は、中間ヒアリングで継続の審査を 行います。





成長・発展

8 **事前相談・ヒアリング**(市民提案型協働事業)

提案を希望する団体は必ず事前相談を行ってください。

- 提案書提出前に提案内容の概要を把握し、関係課への事前の情報提供、提案 内容の課題整理を行うために、市民協働推進課にて事前相談を行います。
- 事前相談シートの内容を関係課に情報提供し、提案団体へ事業実施に向けた 課題をフィードバックします。
- 事前相談シートの提出がなかった団体は、提案を行うことはできません。

事前相談

期 間:〈令和6年度開始事業〉 令和5年4月28日(金)まで

〈令和7年度以降開始事業〉 随時受付

時 間:午前9時から正午、午後1時から午後5時

場 所:相模原市役所 市民局 市民協働推進課(市役所第2別館4階)

提出書類:協働事業提案制度事前相談シート(第2号様式)

団体の規約、定款、会則等

- ※来庁される場合は、電話(042-769-9225)で相談日時をご予約の うえ、市民協働推進課までお越しください。
- ※電話等での事前相談をご希望の方は、事前に下記アドレス宛に電子メールで提出書類をお送りください。(状況に応じて、WEB会議での相談もお受けします。)

shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

電子メールでの提出が難しい場合は、下記まで郵送でご提出ください。

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 市民局 市民協働推進課 あて

事前ヒアリング

提出していただいた事前相談シートを基に、市民協働推進課及び制度活用推進団体(NPO法人市民フォーラムさがみはら)によるヒアリングを適宜行います。

9 提案受付(市民提案型協働事業·行政提案型協働事業)

提案時に必要な書類

- ① 協働事業申込書(第1号様式)
- ② 協働事業提案書(第3号様式)
- ③ 協働事業収支予算書(第4号様式)
- ④ 団体の概要書(第5号様式)
- ⑤ 団体の定款、規約、会則等
- ⑥ 団体の昨年度の決算書、今年度の予算書
- ⑦ 団体の会員等の名簿(任意様式)
- ⑧ その他資料(活動概要がわかる資料などがあればご用意ください。)

※この募集要領や第1号様式~第5号様式などの電子データは、市ホームページ

市政情報 一市政への参加・連携 一市民協働 一協働事業提案制度の概要から ダウンロードできます。

(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/partnership/10 04938/index.html)

提案書の提出方法と受付期間

〇提出書類 前述「提案時に必要な書類」のとおり

○受付期間 5月8日(月)から5月31日(水)17時まで(必着)

〇提出先 相模原市役所 市民局 市民協働推進課

○提出方法 原則として電子メールで下記アドレスにお送りください。

shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

※件名の最初に【協働事業応募】と必ず入れてください。

電子メールでの提出が難しい場合は、下記まで郵送でご提出ください。

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 市民局 市民協働推進課 あて

10 提案書の審査

- 提案の要件を満たしているか、提出書類が整っているかなどについて、形式的な 審査を行います。
- 提案書の審査の結果、内容に不備がある場合は書類の補正等をお願いすることが あります。

11 スケジュール(予定)

令和5年度に募集する協働事業提案については、次のようなスケジュール(予定)で実施します。

事前相談期間

令和5年4月28日(金)まで ※令和7年度以降に開始を検討している事 業の事前相談は随時受け付けております。



事前ヒアリング(適宜)

令和5年5月中旬



協働事業提案の応募

令和5年5月8日~5月31日 (※アイデア提案は随時受付)



提案書等の審査

令和5年6月



協議

令和5年7月~ (3か月程度)



協議結果の確認(報告書提出) 令和5年9月下旬



提案書(修正版)提出

令和5年9月下旬



- 協働事業提案の応募をするためには、必ず事前 相談が必要です。協働事業提案制度事前相談シ ートを記入のうえ、ご相談ください。
- 事前にご相談いただいた内容は市役所の関連する部署に情報提供し、事業実施に向けた課題を 取りまとめ、相談者にお伝えします。
- ご提出いただいた事前相談シートを基に市民協 働推進課及び制度活用推進団体によるヒアリン グを適官行います。
- ヒアリングを踏まえ、制度活用推進団体からア ドバイス等を行う場合があります。
- 類似する内容の相談があった場合には、合同の ヒアリングなど、事前調整の場を設けることが あります。
- 事前相談、ヒアリングの結果を踏まえ、提案書 を作成してください。
- 提出された提案書等をもとに、要件等の審査を 行います。
 - 提案団体と事業関係課との間で、実現可能性を 高めるための協議を行います。
 - 提案内容について、課題・目的の共有、事業化 や協働の必要性、実現可能性、経費の妥当性、 手法・役割分担などを話し合います。
 - 団体の活動現場を確認する場合もあります。
 - 市民協働推進課及び制度活用推進団体 (NPO 法 人市民フォーラムさがみはら)が同席する場合 もあります。
 - 注 協議期間内に協働事業としての課題を整理する ことができなかった場合は、今回の公開プレゼ ンテーション・審査会に進むことはできません。
 - 協議の結果、当初提出した提案書等の記載内容 を修正する必要が生じた場合には、修正した提 案書等を改めて提出していただきます。

ポイント

- ・提案が、市の総合計画や、分野別に定めている計画 に沿っていると、課題認識が共有しやすい。
- 協議の場で、データ資料や写真などを示すと話が進みやすい。



公開プレゼンテーション

令和5年10月

審査 ※非公開

(公開プレゼンテーション終了後)

- 市は、協議の結果を踏まえ、公開プレゼンテーション・審査会に付議する提案を確定し、提案 団体に対して通知をします。
- 審査の対象となった事業の提案団体及び事業担当課は、公開プレゼンテーションに参加し、提案説明を行っていただきます(パワーポイント使用・10分程度)。
- 市民協働推進条例に規定する市民協働推進審議 会委員が、提案書及びプレゼンテーションの内 容に基づき質問等を行います。

ポイント

説明は要点を簡潔に。写真や動画を使って、 視覚的に伝わりやすいプレゼンを!

○ 市民協働推進審議会で審査を行い、事業化の妥 当性や協働の必要性についての意見を取りまと めます。

市長への審査結果答申

令和5年11月



事業化決定の内示

令和5年12月



事業実施に向けた協議

(協定書等の作成準備) 令和6年1月~

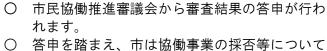


協定の締結

令和6年4月

事業実施

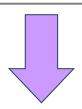
令和6年4月~



- 答申を踏まえ、市は協働事業の採否等について 庁内で検討を行います。
- 採否等の結果について、市から提案団体に通知 します。
- 予算の正式な決定は、市議会3月定例会議にお ける予算審議の承認後となります。
- 事業化の内示を受けた提案については、事業実施に向けた協議に進んでいただきます。

(事業計画・収支予算・協定書等について検討)

- 事業実施に当たり、協定を締結していただきま す。
- 市議会3月定例会議で予算化について議決され たら、協定を締結し、事業に着手します。
- 市負担金については、事業担当課との協定の内 容により支払方法を決定してください。
- 事業着手後においても、適宜協議し、事業計画 等に基づき、円滑に事業を実施してください。
- 協働の基本原則に基づき、互いの意思疎通を図りながら事業を進めてください。





中間ヒアリング調書提出

令和6年9月



公開中間ヒアリング

令和6年10月

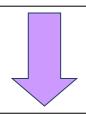
審査 ※非公開

(公開中間ヒアリング終了後)



協働事業振り返りシート提出

※実施3年目・直前の年度に終了した 事業が対象



公開事業報告会

※実施3年目・直前の年度に終了した 事業が対象

- 事業の進捗状況及び協働プロセスについて、中間 ヒアリング調書を作成し、市に提出していただき ます。(調書は別途用意します。)
- 実施団体及び事業担当課は公開中間ヒアリングに参加し、進捗状況を報告していただきます。
- 事業の進捗状況や実施しての課題、成果などを検証する場として、市民協働推進審議会委員が、提出された調書及び報告に基づき質問や助言を行います。
- 公開中間ヒアリングの内容を受けて、継続の審査 を行います。
- 市民協働推進審議会で審査を行い、継続の妥当性 や協働の必要性等について、意見を取りまとめま す。
- 市民協働推進審議会からの審査結果の答申を踏まえ、市は事業の継続の可否等について庁内で検討を行います。
- 予算の正式な決定は、市議会3月定例会議における予算審議の承認後となります。
- 継続となった事業は改めて協定を締結してくだ さい。
- 実施した事業の結果、協働のプロセス、成果・課題などについて振り返りシートを作成し、市に提出していただきます。(調書は別途用意します。)

ポイント

協働事業提案制度の終了後、その事業をどうするかも視野に入れて振り返りシートを作成してください。

- 実施団体及び事業担当課は、公開事業報告会に参加し、事業報告を行っていただきます。
- 提出された報告書に基づき、市民協働推進審議会 委員が、評価・検証のためのヒアリングを行い、 意見や助言を付します。
- 事業終了後の団体には、「協働事業提案制度」を 一層発展させていくため、これから応募を考えて いる団体への助言、協力、もしくは各種イベント に参加していただくことがあります。

12 事業の継続、実施期間

○ 事業期間は、原則として単年度となりますが、市長が特に認めた場合は、最長 3年度まで実施を認めることがあります。継続を希望する場合は、提案時に 協働事業提案書(第3号様式)の該当欄に記入してください。

※ただし、事業の継続を担保するものではありません。

- 提案時に協働事業継続希望の意思表示がされている事業は、次年度以降改めて提 案書を提出していただく必要はありません。
- 市は、公開中間ヒアリングの審査結果を踏まえ、事業継続の可否を決定します。
- 継続の決定をした事業は、次年度の協定締結に向け、事業担当課に事業計画書 (案)、収支予算書(案)を提出していただきます。

13 経費

基本的な考え方

- 費用のかからない事業や少額の事業も対象とした制度です。
- 費用が必要な場合は、<u>事業の継続性を高めるためにも、極力受益者からの負</u> 担金の徴収や、企業協賛の募集などによる資金確保に努めてください。
- 実施団体の自己資金、受益者負担金、企業等協賛金、役割分担に基づき市に 負担を求める経費を提案書類に記載してください。
- 本制度は、あらかじめ一定の事業費を担保したものではないため、提案書等 に記載された市負担金を保証するものではありません。

事業費の費目

	費目(例)	内 容
1	人件費	会員(団体の構成員)などが業務に従事した場合の賃金
	(賃金・報酬)	市負担金の上限基準あり
	 報償費	外部の講師・専門家への謝礼
2	│ [™] ╚┇ │(講師等謝礼)	※会員が講師を務める場合は「人件費」として算定すること
	CHITCH SHITTEN	市負担金の上限基準あり
3	旅費(交通費)	事業を実施するために必要な交通費
4	消耗品費	事業に直接必要とされる物品のうち使用可能期間の短いもの・文具類
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	等の購入費(一点が 10,000 円未満)
		事業に直接必要な器具の購入費
5	備品購入費	※原則としてリース対応が困難又は著しく不利益な場合に限定
		市負担金の上限基準あり
6	印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷代など
7	光熱水費	事業に使用する施設の電気使用料、水道使用料、ガス使用料など
0	~ 医骶曲	郵便料(切手・はがきなど)、宅配便代など
8	通信運搬費 	※団体の電話代、インターネット使用料は対象外
9	広告料	事業実施の開催告知等を新聞・雑誌等で広告するための掲載料
10	使用料及び賃借料	会場使用料、物品等の借料・リース料
11	原材料費	事業に必要な物品を作成するための原料費又は工作等のための材料
1 1	/示1/21 作真	費
12	保険料	事業を実施するために加入するイベント保険、ボランティア保険など
1 4		※個人の生命保険料や車の損害保険料は対象外

上記の費目によりがたい経費については、協議の中で調整させていただきますので、別途 任意に記載してください。

市の経費負担

- 事業に必要な経費の総額に対して、初年度は90%以内で負担します。 (費目ごとに90%以内ではなく、総額に対して90%以内)
- 協働事業提案制度での実施期間が終了した後も団体が自立した活動を維持していくために市の経費負担割合に傾斜をつけています。2年度目は80%以内、3年度目は70%以内の負担となりますので、協賛金など団体の自主財源の確保に努めてください。
- 一部の経費については、市負担金の上限基準に注意して積算してください。 団体の自己資金等による上乗せは可能です。

上限基準があるもの

費目	市負担金の上限基準			
人件費 (会員などが業務に従 事した場合の賃金)	ア 企画立案・分析・相談業務・システム構築など知識や技術を要する業務 1時間当たり上限1,120円以内 イ 事業遂行上、専門性のある資格が必要な業務 1時間当たり上限1,187円~1,299円 保育士 1時間当たり上限1,187円以内 社会福祉士 1時間当たり上限1,187円以内 看護師 1時間当たり上限1,299円以内 記載のないものは、上記に準じ、協議等により決定します。			
謝 礼 (外部から講師・専門家を招へいする場合の謝礼) ※会員が講師を務める場合は「人件費」として算定すること。	市の講師謝礼基準に従い、次のとおりとする。 大学教授、弁護士、医師、著名民間 1時間当たり 15,000円以内 大学准教授、短期大学教授、民間専 1時間当たり 1 時間当たり 8,000円以内 1 時間当たり 8,000円以内 1 時間当たり 3,000円以内 1 時間当たり 3,000円以内 1 時間当たり 3,000円以内 1 時間当たり 3,000円以内			
備品購入費	事業に使用するもので、概ね3年以上使用できるものが対象。購入価格(単価)により市負担割合を定める。制度適用期間後の扱いは協定で定める。 1万円未満 100%以内 1万円以上10万円未満 50%以内 10万円以上 原則、対象外。ただし、審査会が特に認めた場合は50%以内で充当可とする。			

対象外経費

○ 食糧費 ○ 施設整備費 ○ 敷金·礼金等 ○ 団体の経常経費

管理費加算

- 協働事業を実施することに伴い、書類の作成や情報発信などの事業管理費が必要となることから、90%以内の市負担金とは別に、総事業費の5%以内で10万円を上限に、管理費を加算できます(千円未満切り捨て)。
- ただし、団体のホームページで、事業の概要や進捗、結果報告を発信することを条件とします。
- 公開中間ヒアリング等で情報発信の状況を確認します。





さがみはら地域ポータルサイトをご利用ください!

市では、市民活動団体の情報発信・情報共有を支援するため、民間団体「相模原市コミュニティサイト運営プロジェクト」との協働でポータルサイトを運営しています。この通称「さがポ」に、無料で団体ホームページを開設することができます。「さがポ」で検索しています。

マスコットキャラクター で検索!アドレス http://www.sagami-portal.com/でいらボー

積算イメージ

	4+ ++ I= II-	負担	-th		
費目	積算根拠 	市負担金	団体負担金 (協賛金等含む)	費目ごと計	
人件費①	@1,000×2h×20 日×5人	200,000	0	200,000	
取材•原稿作成分					
人件費② ★1	@1,200×2h×10 日×2人	40,000	8,000	48,000	
取りまとめ作業分					
消耗品費	バインダー@150 円×6 冊	0	5,900	5,900	
	封筒 100 枚入@500×10 包				
備品購入費 ★2	IC レコーダー@16,000×1	8,000	8,000	16,000	
印刷製本費	@50 × 2,000 Ⅲ	0	100,000	100,000	
通信運搬費	郵便代@82×1000 通	82,000	0	82,000	
	. =:	330,000 (A)	121,900 (B)	451,900 (C=A+B)	
	小 計	(73.03%)	(26.97%)	(100%)	
管理費加算 ★3	総事業費 Сの5%以内≦10万円	22,000		22,000	
	合 計	352,000	121,900	473,900	

- ★1 人件費②として時給 1,200 円で積算していますが、市負担金は上限以内とし、残りは 団体が負担しています。
- ★2 単価1万円を超える備品なので、団体と市が50%ずつ負担しています。
- ★3 総事業費(C)の5%≒22,000円(千円未満切り捨て)を管理費として加算しています。

市負担金支出の手続き等

- 原則として、事業実施に当たり市が負担する経費については、「負担金」として、一括又は分割して実施団体に支出します。
- 公金の支出に当たり、協定書、事業実施計画書、収支予算書等の作成を別途 お願いします。
- <u>協働事業の実施に関する経費の支出にあたっては、帳簿を備え、支出の内容</u> を証する書類(領収書)は必ず保管してください。
- 事業終了後、市負担金に残額が生じた場合は、精算していただきます。

14 提案書等の公開(透明性の担保)

- 制度運用の公正性や透明性を高めるため、提案団体名や事業の概要は、市ホームページ等で公開します。(個人情報を除く。)
- 公開プレゼンテーションや公開中間ヒアリング等の開催時には、提案書や調書など、事前に作成いただいた資料の一部を、来場者に配布します。 (提案団体の皆さんの課題意識や取組姿勢がより明確に伝わります。)
- 提出された書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

15 審査

公開プレゼンテーションによる審査は、市民協働推進条例に基づく市民協働推進 審議会審査作業部会5名(審議会委員3名及びアドバイザー2名)が、次ページに 掲載の審査基準に則って審査を行います。

審査基準の得点は、一人あたり30点満点となっています。それぞれの項目に審査の視点がありますので、審査の視点を意識してご提案ください。

審査員5人の合計点が70点以下、または、審査員全員が2点以下の点数を付けた項目があった事業は、協働事業として見送ることが適当な事業と評価します。また、上記に該当しない事業についても、総合的に検討し、協働事業として実施することが適当な事業かどうかを評価します。

相模原市協働事業提案制度 審査基準

審査項目	審 査 の 視 点 評 価 の ポ イ ン ト	得点				
事業の必要性	事業が必要となる問題状況の捉え方が適切であり、事業の内容や方 (手段)は妥当なものであるか。	ī法				
·妥当性	・課題、データ、ニーズの把握と分析 ・課題解決のための事業としての内容の妥当性	/5				
事業の公益性	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるものであり 市が関わることが相応しい事業であるか。					
争未の公益性	・利益を受けるものの範囲 ・市が事業主体になることの妥当性	/5				
協働の必要性	役割分担が妥当であり、課題解決のために協働という手法が必要とれているか	()				
	・団体と市が協働することの妥当性 ・それぞれの特性を理解した役割分担 ・協働することによる相乗効果					
ch TD 46 44	団体と市にお互いの状況を理解した上で事業に取り組む姿勢があり事業を実現するために必要な能力、プレゼンテーション力があるカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•				
実現可能性	・団体と市の相互理解 ・事業遂行のための能力や体力 ・プレゼンテーション力	/5				
	目標や成果が明確かつ的確であり、社会におよぼす影響力があるか	`				
事業の効果	・目標、成果設定の妥当性 ・効果に対する経費の妥当性 ・今後の市民活動、地域活動や行政に対する波及効果	/5				
発展の見込と	制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性が見込れるものであるか	\z				
将来展望	70K 070Z C					
	合計 点数	/30				

評価	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
点 数	5	4	3	2	1

^{※1} 評価の点数は、各項目5点(合計30点満点)とする。

^{※2} 審査員 5 人の合計点が 70 点以下、または、合計点が 71 点以上であっても審査員全員が 2 点以下の点数を付けた項目があった事業は、協働事業として見送ることが適当な事業と評価する。

^{※3 ※2}に該当しない事業についても、総合的に検討し、協働事業として実施することが適当な事業か否かを評価する。

16 事業の成果物の帰属

事業実施中から完了後にわたる成果物の利用に関する取り決めや、帰属先は協定の中で定めることになります。

17 提案する前に改めて制度の趣旨を…

この制度は、「提案」をきっかけとし、「協働」という一つの手法によって、市民 と行政が「思い」を「カタチ」に育てながら、地域課題や社会的課題を効果的に解 決していく(満足度の高い公共サービスを提供するための)仕組みです。

協働は、そのプロセスを共有することによって、市民と行政のさらなる信頼関係の構築を図るものであり、この制度を活用する中においても、様々な苦難が想定されます。しかし、市民、行政双方がこの制度を活用し、地域課題や社会的課題の解決にチャレンジしていくことによって、市民の力を生かした創意工夫の溢れる地域社会の実現が可能になると考えています。

また、当制度の利用が終了した後も、団体が自立し、継続した活動につながることが望ましいです。

【協働の基本原則】

相模原市市民協働推進条例第4条で、協働を行う基本原則として次の5つを定めています。 協働で事業を実施する際は、基本原則を十分に理解し、取り組んでください。

- 1 相互理解:相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。
- 2 目的共有:協働の目的を明確にし、共有すること。
- 3 <u>役割合意と協力</u>: 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、 活動の場における対等な協力関係を形成すること。
- 4 自立: 互いに依存することなく自主的に行動すること。
- 5 透明性の確保:常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

ピックアップ 協働事業①

津久井里山体験ツアー運営による 地域活性化事業

一般社団法人藤野観光協会 + 緑区役所区政策課

藤野地区で行っている里山体験ツアーを津久井地域の観光資源を活用し、津久井全域に広げることで、津久井地域の活性 化及び観光を通じたさまざまな交流促進を図る事業

団体 コメ<u>ント</u>

●協働だからこそ「よかった」こと

中山間地域の活性化は市の重点政策の一つ、私たちが挑戦する里山体験ツアーは津久井地域の活性化につながる具体的な取組み、この二つが見事にマッチング。行政と民間とでできる新たな可能性を感じることができました。

●協働だからこそ「苦労した」こと

津久井地域には合併後も旧町の「独自性」が残っており、それを取り払って協力関係を築くことは、やはり大変なことでした。 結果的には各まちづくりセンター等行政の支援で乗り越えられましたが…。

市担当者コメント

●協働だからこそ「よかった」こと

緑区の中山間地域の人口減少への対策や 地域振興を推進するうえで、連携・協働によ り、とても効果的な体制で進めることができま した。

特に難しい課題にきめ細やかに取り組んでいただいたことで円滑な事業展開ができました。

●協働だからこそ「苦労した」こと

藤野観光協会の皆さんと、できるだけ多くコミュニケーションを取り、情報共有を図りたいと思っていましたが、藤野観光協会の皆さんに頼りすぎてしまったことを反省しています。(苦労ではなく反省ですね。)

団体からこれから応募される方へ

事業の立上げで一番困ったことは人件費、その大部分を行政に負担していただけたことは大変助かることでした。 事業のスタートアップにぜひ利用を検討して下さい。

実施年度 平成30年度~令和2年度 総事業費 2,925千円(初年度予算額)





ピックアップ 協働事業②

若年層に向けた金融教育支援事業

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

消費生活総合センター、こども・若者支援課

高校生やその保護者に対して、金融教育や法的に大人になるこ とについての講義、奨学金等支援制度の適正な活用方法の説明 や個別相談を行う事業

団体 コメント

●協働だからこそ「よかった」こと

事業を始めるにあたりいつも頭を悩ます のは集客です。今回は市との協働事業 ということで、すでに高校とのコンタクトが ある市から学校への働きかけをしていた だき、単独で行うより時間と労力がかか らずスタートできました。

●協働だからこそ「苦労した」こと

あらゆる経費において「税金を使用 している」という責任を感じながら事 業を進めてきました。また、市役所に 提出する書類の作成等、事務作 業が以前よりも増えました。

市担当者 コメント

●協働だからこそ「よかった」こと

「自立した消費者」を目指した事業を行うなか で、ライフプランの作成に金銭的な視点を加え るなど、市の職員だけでは難しかった専門家の 知見を交えた講義を実施することができまし た。

●協働だからこそ「苦労した」こと

高校生に伝えたいことが沢山あり、いかに 自覚してもらう内容とするかが大変でした が、お互いのノウハウを生かし学校とも綿 密に調整することで、よりよい講義の実 現を図りました。

団体からこれから応募される方へ

協働事業で受けられる支援は3年程度であることを ふまえ、3年後に単独であるいは他の団体と協働して、 事業が継続できるように準備しておく必要があります。

実施年度 令和元年度~令和3年度 総事業費 411千円(初年度予算額)

"18歳はもう大人"

- *社会経験の少ない18歳の高校生・大 学生が"金銭トラブル""消費者トラブル"に巻き込まれる心配が増加!
- *出前授業を学校でいたします ① "契約と責任" の話 弁護士 ② "金銭教育" の話 FP ③ "奨学金" の話 奨学金アド





18 総合計画該当チェックシート

未来へつなぐ さがみはらプラン~相模原市総合計画~

計画期間 令和2年度から令和9年度まで

市の総合計画は、全ての市民が安全に安心して暮らせる持続可能な社会を次代に引き継いでいくため、計画的なまちづくりを進める指針を明らかにするもので、市政運営の最も基本となる計画であり、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めています。

※市総合計画は、市ホームページでもご覧いただけます。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seisaku/1015646/index.html

提案書の「市総合計画 該当施策」の欄には、次から施策番号と施策名を選んで記入してください。(例:「施策1 子どもを生み育てやすい環境の整備」)

目指すまちの姿 基と希望を持って成長できるまち

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

施策1 子どもを生み育てやすい環境の整備

施策2 子ども・若者の育成支援

政策2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります

施策3 幼児教育・学校教育の推進

施策4 家庭や地域における教育力の向上

施策 5 生涯学習・社会教育の振興

目指すまちの姿Ⅱ 笑顔で健やかに暮らせるまち

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

施策6 地域福祉の推進

施策7 生活に困窮する人の自立支援

施策 8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進

施策 9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進

政策4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

施策 10 健康づくりの推進

施策 11 医療体制の充実

政策5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

施策 12 多文化共生の推進と世界平和の尊重

施策 13 人権の尊重と男女共同参画の推進

目指すまちの姿Ⅲ 安全で安心な暮らしやすいまち

政策6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります

施策 14 災害対策の推進

施策 15 消防力の強化

政策7 安全で安心な市民生活を守ります

施策 16 保健衛生体制の充実

施策 17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進

政策8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

- 施策 18 暮らしやすい住環境の形成
- 施策 19 魅力的な景観の形成

目指すまちの姿N 活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策9 活力と魅力あふれる都市をつくります

- 施策 20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進
- 施策 21 広域交通ネットワークの形成
- 施策 22 安心して移動できる地域交通の形成
- 施策 23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成
- 施策 24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化

政策10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

- 施策 25 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築
- 施策 26 誰もが働きやすい環境の整備
- 施策 27 商業の振興
- 施策 28 観光交流都市の形成
- 施策 29 持続可能な力強い農業の確立

政策11 基地全面返還の実現を目指します

施策30 基地の早期返還の実現

政策12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

- 施策 31 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現
- 施策 32 文化の振興と文化を通じた活力の創出

目指すまちの姿 V 人と自然が共生するまち

政策13 地球環境にやさしい社会をつくります

- 施策33 温室効果ガスの削減と気候変動への適応
- 施策 34 環境を守る体制の充実
- 施策 35 循環型社会の形成
- 施策 36 廃棄物の適正処理の推進

政策14 恵み豊かな自然環境を守り育てます

- 施策37 水源環境と森林環境の保全・再生・活用
- 施策 38 野生鳥獣の適正な管理
- 施策 39 生物多様性の保全と活用

政策15 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります

- 施策 40 生活環境の保全
- 施策 41 公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進

目指すまちの姿Ⅵ 多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち 政策16 いきいきとした地域コミュニティをつくります

- 施策 42 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進
- 施策 43 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

政策17 持続可能な行財政運営を行います

- 施策 44 効率的な行政サービスの提供
- 施策 45 市民と行政のコミュニケーションの充実
- 施策 46 公共施設マネジメントの取組の推進
- 施策 47 戦略的なシティプロモーション

19 提案書等記入例

《記入例》

第 2 号 様 式

市民提案型協働事業事前相談シート

相模原市長 あて

年 月 日

相模原市協働事業提案制度の趣旨を理解し、市民提案型協働事業として、以下のとおり 事前相談シートを提出します。

	団 体 名	(ふりがな) 000000000000000000000000000000000000
代	表者の役職及び氏名	役職 (ふりがな) □□□□ □□□□ 理事長 □□ □□
J	団体住所又は所在地	〒000-0000 000市000区000 0-0-0 000000
	氏 名	(ふりがな)さがみ たろう 相模 太郎
担当	住 所	相模原市中央区中央 2-11-15
担当者連絡先	電話番号	042-769-9225
先	FAX 番号	042-754-7990
	電子メール	shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp
1	がみはら市民活動サポー アンターへの登録の有無	■ あり □ なし

必ず確認し、チェ

ックを入れてく ださい。 から6までのすべてにチェック(■)が入らない場合は、提案できません。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- 3 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 4 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号から第5号までのいずれかに該当するものでないこと。
- 5 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第7条に規定する暴力団員等と 密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び 第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

事業の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業
キーワード	◆「環境」、「福祉」等の分野や事業内容に関連するキーワードを記載してください。
事業の概要 (なぜ、何のため に、何をやるか)	 ◆現状や課題、事業の目的、実施内容を記載してください。 ◆「なぜ」、「何のために」、「何をやるか」を意識して記載していただくと、事業の内容がイメージしやすくなります。 ◆具体的なスケジュール等は提案書に記載していただきますので、事前相談シートは要点を絞り、事業の概要が伝わるように記載してください。
協働したい課	◆協働する相手として想定している課がありましたら記載してください。 (ここに記載した課と必ず協働できるわけではありません。)
協働の必要性	◆協働しなければできないこと、協働することにより期待される効果など、なぜ協働事業として実施したいのかを記載してください。
総事業費 (市負担金)	◆現時点で想定している事業費 を記載してください。 ○○一千円 (□□□千円)

《記入例》

第 1 号 様 式当 初 ・ 修 正

協 働 事 業 申 込 書 (市民提案型・行政提案型)

※「当初」を四 角で囲んでくだ さい。

相模原市長 あて

〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市協働事業提案制度の趣旨を理解し、(市民提案型 ・ 行政提案型)協働事業として、別紙のとおり提案したいので、関係書類を添えて提出します。

	団	体	_	名		(ふりがな) 00000000000000
		P		11		NPO法人 〇〇〇〇〇〇〇〇
化 =	長者₫	つ紀氏	典乃	7 年	夕	役職 (ふりがな)□□□□ □□□□□
104	X 1 V	71X4	以汉	0.10	10	理事長 □□ □□
В	/ + / -	== 77	/+=	:- /- 1	ı.L.	₹000-0000
<u> </u>	体住	肝又	にした	丌仕』	0	000市000区000 0-0-0 0000000
	氏				名	(ふりがな) さがみ たろう
	五 石				1	相模 太郎
担当	住				所	相模原市中央区中央 2-11-15
担当者連絡先	電	話	î	番	号	042-769-9225
先	F	Α	Χ	番	号	042-754-7990
	電	子	У	_	ル	shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp
さがみはら市民活動サポー トセンターへの登録の有無					■ あり □ なし	
事前相談の有無			ī無		■ あり □ なし	

必ず確認し、チェ

ックを入れてく ださい。 がら6までのすべてにチェック(■)が入らない場合は、提案できません。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- 3 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。) の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を 推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 4 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号から第5 号までのいずれかに該当するものでないこと。
- 5 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第7条に規定する暴力 団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある 団体でないこと。

提案書作成の際は、記載欄のサイズを変えないでください。

補足がある場合は、自由記述欄(L欄)に記入するか別紙を添付してください。

第 3 号 様 式 当 初 · 修 正

市民提案型・行政提案型 協働事業提案書

TO TO THE TOTAL TO							
事業の名称(簡潔に)	事業の対象または種別、事業目的、事業内容等が分かる名称を具体に記載してください。						
団 体 名	NPO法人 00000000						
市総合計画 該当施策 募集要領該当ページか ら記入してください。	施策 番号 ○○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
A 提案事業 の概要	本ぜ、何のために、何をやるか、事業の概要を100文字以内で記載してください。 ◆公開プレゼンテーション時の配布資料など、提案された事業の概要を説明する際にはここに記載された内容を基に説明します。事業の目的や内容を簡潔に記載してください。 1. 現状・課題 ◆相模原市の現状を踏まえ、実施する事業により解決したい課題を記載してください。 ◆相模原市の現状を分析する際に国や県、他市との比較を行い、数値的根拠を示すと課題の共有がしやすくなります。 2. 事業の目的・必要性 ◆「1」の課題をなぜ解決しなければならないのか、どのような状態になることを目指すのかを記載してください。 ◆対象とする人やもの、規模を具体的に記載すると必要性がイメージしやすくなります。 3. 解決方策						
	◆「2」の目的を達成するために、どのような手段・手法を用いて「1」の課題を解決していくかを記載してください。 ◆どこで、誰と、何をするのかを具体的に記載するとイメージしやすくなります。 ◆提案団体の特徴を生かした先駆的な解決方策をご提案ください。						

В	提案にあたって、事前に調べたことはありますか?(どちらかにチェック)
事前調査	□ 無 · ■ 有(「有」の場合は参考文献、事業名などを以下に記載。)
ニーズ把握、統計データ、参考とした事例、 市の計画など	◆提案事業に関連する法規制や法改正の状況も確認してください。 ◆それぞれの分野で市の個別計画を定めていることもあります。
C 事業の新規性 確認してチェックを入 れてください。	提案する事業が、現在市の事業として取り組まれていないことをホームページ等で確認しました。 ※既に取り組まれている場合は提案できません。
	2024年4月1日 ~2027年3月31日
D	2025年度以降継続希望の有無(どちらかにチェック) □ 無 ・ ■ 有(「有」の場合は希望する理由を以下に記載。)
事業実施期間	◆なぜ2年度以上継続する必要があるか記載してください。 ◆事業実施期間は最大で3年度です。
	2024年度(1年目)
	実施 施内 内内 容 ◆1年目に実施する内容を簡単に記載してください。 ◆1年で終了する事業で「A提案事業の概要」に記載のとおりで あれば「提案事業の概要のとおり」と記載してください。
	◆いつ頃、どのようなことをする予定か以下のように記載して ください。
	ス 2024.4~5 準備期間(市との企画会議、関係機関への説明 など) ケ 2024.6 ○○への周知 2024.7~9 △△の実施
	2024.10~12 □□の企画、準備(◇◇との調整、説明) 2025.1 □□の実施 2025.3 実施事業の検証・分析
E 事業実施計画	収 <u>事業の予算総額〇〇〇千円</u> (詳細は別紙収支予算書参照) 支 予 算 【収入内訳】 <u>自主財源△△△千円</u> <u>市負担金□□□千円</u>
	2025年度(2年目) 2026年度(3年目)
	実施内容 ◆2年目の継続を希望する場合は、実施する内容を簡単に記載してください。 実施内容 (本) 3年目の継続を希望する場合は、実施する内容を簡単に記載してください。
	スケジュール スケジュール
	◆いつ頃、どのようなことをする 予定か記載してください。 ◆いつ頃、どのようなことをする る予定か記載してください。
	収支予算 収支予算
	事業費○○千円 事業費○○千円 【収入内訳】自主財源△△△千円 【収入内訳】自主財源△△△千円 市負担金□□□千円 市負担金□□□千円

1. 協働の必要性

協働しなければできないことはどのようなことですか?

- ◆事業を実施するために行うことで、市との協働でなければできない ことは何か、なぜ市と協働しようと思ったのかを記載してください。
- ◆団体と市の特徴を踏まえて記載すると共有しやすくなります。

2. 提案団体が担う役割と市に期待する役割

団体は具体的に何をしますか?

◆事業を実施していく上で団体が担う役割を記載してください。

市には何をしてほしいですか?

◆事業を実施していく上で市に担って欲しい役割を記載してください。

F

役割分担 及び 協働の効果

3. 協働の効果

協働することで得られる相乗効果はどのようなことですか?

◆それぞれが単独で事業を実施するのと比べ、より効果が得られるのはどんなことか記載してください。

団体にとってどんなメリットがありますか?

◆この事業を協働で行うことで、団体にとってどのようなメリットがあると考えているか記載してください。

市にとってどのようなメリットがあると思いますか?

◆この事業を協働で行うことで、市にとってどのようなメリットがあると考えているか記載してください。

市民にとってどのようなメリットがあると思いますか?

◆この事業を協働で行うことで、市民にとってどのようなメリットがあると考えているか記載してください。

G 事業実	G 事業実施上必要なもの(こと)及び役割分担								
区分	内	容		主に団体	主に市				
人	企画・運営スタッフ			0					
	技術スタッフ			0					
	出演者			○(依頼)	○(依頼)				
	関係機関調整				0				
	外部講師			○(依頼)	○(経費)				
資金	自己資金	人件費、交通費		0					
	受益者負担金	○○実施費用		0					
	企業協賛金	チラシ作成費		0					
	市負担金	報償費、人件費、消耗品費	等		0				
場所	会議室				0				
	○○会場			○(予約)	○(経費)				
物	○○機材			0	○(経費)				
	△△機材				0				
	□□用 PC			0					
広報	チラシ作成			○(原稿作成)	○(校正、経費)				
	広報紙掲載				0				
	ホームページ掲載	市HP、団体HP など		0	0				
	を参考に事業実施に 載してください。	必要な内容を団体と市がど	: の。	ような役割分担	旦で実施す				

	提案事業の実施に関わる人数はどのぐらいですか?
日 事業実施体制	 ・団体構成員 (○○○○) 人 ※下のカッコ内に構成員が有する技能(資格など)を記載してください。 ・その他協力者 (□□□□) 人 事業の責任者、事務担当者は決めていますか? (どちらかにチェックを付けてください) はい ・ □ いいえ (・いいえ」の団体は今後どうする 予定か考えておいてください。
 活動実績	団体として、これまでどのような活動(事業)をしてきましたか? ◆普段、団体が行っている活動や事業を記載してください。 ◆地域住民や他の団体、行政と連携した取組などを含めて記載してください。
J 成果目標	提案した事業により達成したい成果目標は何ですか? ◆達成したい数値目標や作成する成果物などを記載してください。 ◆結果(アウトプット)だけではなく、成果(アウトカム)を意識した目標設定をしてください。
K 協働事業終了後 の取組について	協働事業終了後について、受益者負担の確保策など、自立した事業として実施していくための取組などを具体的に記載してください。 ◆事業をどのように続けていくか、事業の成果をどのように生かしていくかなどを記載してください。

L 自由記述欄 ※Kまでに記載しきれなかったことや、特にアピールしたい点があればご記入ください
◆K までの欄は、指定された枠の大きさを変えずに要点を記載していただき、記載しきれなかったことをこの欄で補ってください。 ◆その他、特にアピールしたいことがあれば記載してください。

《記入例》 収支予算書

事業の名称	0000000000事業	
団体名	NP0法人 〇〇〇〇〇〇〇〇	──「当初」を四角で ── 囲んでください。

※費目等は適宜修正してご利用ください。その際に式が変わる可能性がありますので確認し 収入の部

la de la contraction de la con				
	費 目	細 目	積算根拠	金額
1	自己資金	会員費	5,000円×20人	100
2	協賛金	寄付金	1,000円×15人	15
3	受益者負担金			
4	市負担金	負担金		630
	숌 計			745

支	支出の部 ※費目等は適宜修正してご利用ください。その際に式が変わる可能性がありますので確認してください。 単位:千円						
				負担内訳			
	費目	細目	積算根拠	根拠 市負担金 団体負(協賛金)		細目小計	費目小計
		○○スタッフ	1,000円×4h×30日×2人	240	0	240	
1	人件費	△△スタッフ	1,000円×4h×30日×2人	240	0	240	480
				0	0	0	
				0	0	0	
2	報償費			0	0	0	0
				0	0	0	
		○○交通費	1,000円×5回×2人	10	0	10	
3	旅費			0	0	0	10
				0	0	0	
4	冰柱口串	事務用品	ペン他	5	0	5	5
4	消耗品費			0	0	0	9
		デジタルビデオ	〇〇会社 〇〇製 〇〇型	0	30	30	
5	備品購入費	ビデオ機材	三脚他	0	15	15	125
		システム構築用PC	〇〇会社 〇〇製 〇〇型	40	40	80	
6	CD RU制 士 弗			0	0	0	0
0	印刷製本費			0	0	0	U
7	子子典			0	0	0	0
/	委託費			0	0	0	U
0	ルカル書	電気代	2,500円×12月	0	30	30	30
8	光熱水費			0	0	0	30
0	这层黑帆曲			0	0	0	0
9	通信運搬費			0	0	0	U
10	広告料	掲載費	タウンニュース1回分	30	0	30	30
10	<u> </u>			0	0	0	30
11	法田业工 化骨进业	会場費	5,000円×10回	50	0	50	FO
11	使用料及び賃借料			0	0	0	50
10	臣++4/1 華			0	0	0	0
12	12 原材料費			0	0	0	U
10	10 /0 80 461			0	0	0	0
13	保険料			0	0	0	0
	小 計			615	115	730	730
		構成比	;	84.3%	15.7%		
管理	里費加算 小計構	の5%以内で	上限10万円(千円未満切捨)	15		/	/
		슴 :	+	630	O 115		745

※管理費加算につきましては、 P14を参照してください。

※複数の団体による合同提案の場合は、団体ごとに作成をしてください。

団 体 の 概 要 書

団体の名称	(ふりがな) 000000000000000000000000000000000000		
代表者の役職 及び氏名	役職 (ふりがな) ○○○○○○○○○○○○○○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
団体住所 又は所在地	〒000-0000 000市000区000 0-0-0 0000000		
団体のホームページ URL	http://www.OOO—×××.com/		
設立年月 (活動開始年月)	○○年○○月		
会 員 数	00人		
主な活動分野	NPO活動支援		
主な活動場所	〇〇〇市		
団体の目的	NPO団体に対する支援活動並びに地域住民に対してNPO活動に関する啓発活動を行い、社会にNPO活動が根付くこと及び市民社会の発展に寄与することを目的とする。		
主な活動内容	・NPO団体に対する中間支援活動 相談会の開催(定例毎週火曜日) ホームページ作成支援・NPO活動に関する啓発活動		
主な活動実績	・令和3年度実績 活動支援相談会 〇〇回開催 〇〇人参加 ホームページ作成支援 〇〇件 等		
担当者連絡先	(ふりがな) さがみ たろう 氏 名 相模 太郎 住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15		
建 附 无	電話番号 042-769-9225 F A X 042-754-7990		
	E-mail shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp		

[※] 事業報告書、団体等のパンフレットなど活動実績がわかる資料がありましたら参考までに添付してください。

20 よくある質問

説明会等で受けた質問を参考に掲載します。

	の概要)	A(考え方)
提案数	1つの団体が、複数の事業提案 を行うことは可能ですか。	事業実施を前提とした提案制度であることから、1 つの事業に絞ってご提案をいただくことが望ましい と考えます。
既存制度	既に、市の補助制度や支援制度 がある場合はどのようになり ますか。	既存制度により対応が可能な場合には、既存制度を ご活用いただくこととなります。
提案書	記載欄に収まらないのですが、どのようにしたらよいですか。	提案書等を整理する関係上、各様式の記載欄の範囲 内で要点を記載してください。補足がある場合は、 自由記述欄に記入するか、別紙を添付してください。
相談等	提案書の提出に当たり、アドバイスをしてもらうことは可能 ですか。	市及び制度活用推進団体が、アドバイスを行わせて いただきます。提案書の作成、プレゼンテーション の仕方などについてもご相談ください。
相談等	事前相談は必ずしなければな らないのですか。	市民提案型協働事業の場合は必ずご相談ください。 電話やWEB会議での事前相談も受け付けております。ご提出いただいた事前相談シートの内容を関係 する課に情報提供し、提案書提出前に事業化に向け た課題等を団体にお知らせします。提案内容の精査 や協働事業の趣旨に沿った提案への底上げに繋げて ください。
協議担当	協議の場には、決まった担当者 がいるのですか。	初回の協議では、事業の発展性・波及効果を探るため複数の関係課職員が協議に参加させていただくことがあります。2回目以降は、原則として主たる担当課職員を中心として協議を進めていただくことになります。
協議結果	協議期間内に事業実施上の課 題が整理されなかった場合は、 どのようになりますか。	協働事業提案制度は、協働することが目的ではなく、認識された地域課題や社会的課題を解決することを目的としています。協議期間内に課題が整理されず合意に至らなかった場合、今年度の公開プレゼンテーションに進むことは出来ませんが、双方が協働することによって課題が効果的に解決されるという認識を共有できていれば、次年度の提案に向けて、協議を継続することができます。ただし、提案書は改めて提出していただくことになります。
同一提案	同様の事業提案が複数の団体 からあがってきた場合、提案団 体同士が協働することは可能 ですか。	課題解決のために提案団体間で連携・協力が可能な 事業については、市民間での協働を視野に入れた事 業として再構築していただきたいと考えます。
備品購入費	5,000 円の備品を3つ購入して 15,000 円の経費がかかる場合 は、市の経費負担は100%以 内か50%以内のどちらです か。	備品購入費は、1つの備品がいくらになるかで判断します。この場合は、1つの備品が5,000円のため、市の経費負担は1万円未満の100%以内です。

Q(質問(の概要)	A(考え方)
人件費	事業実施に当たり人件費を計 上している団体、計上していな い団体がありますが、協働事業 では人件費を計上した方が良 いのですか。	事業の内容や専門性、また団体の考え方によっても、 人件費を支払うかどうかは一律に判断することができないものと考えます。 協働事業提案制度においても、時給で人件費を考えるのではなく、昼食や交通費相当の実費程度としている事業も多くあります。 総事業費がどの程度になるか、全体像の把握が必要ですので、人件費については団体として負担する額についても、収支予算書に記載していただきたいと考えます。なお、人件費に市負担金を充当する場合には、充当できる上限基準額がありますのでご注意ください。 また、積算根拠として、団体の人件費の実績などを示していただく場合があります。
経費の負 担割合	市負担割合の上限が実施年度 ごとに減少する理由はなんで すか。	協働事業提案制度で実施する事業は、市と団体が適切な役割分担により地域課題、社会的課題の解決に繋がるものを想定しており、協働事業提案制度適用期間終了後も継続した事業が実施できるように考えていく必要があります。そのため、制度適用期間終了後の団体の自立に繋がるよう、市負担割合の上限を実施年度ごとに減少させています。(初年度…90%、2年度目…80%、3年度目…70%)
経費全般	事業費の総額や、市負担金は提 案書に記載した額で実施でき ますか。	協働事業提案制度では、補助・助成金制度とは異なり、提案された後に事業関係課との協議の機会が設けられていますので、経費負担のあり方についても、協議の中で整理をすることとなります。また、審査・採択の過程で意見が付されることもあります。 ご提案をいただく段階では、あくまでも提案団体が想定している金額をご記入いただき、記載した額の根拠を説明できるよう準備をしてください。
団体の要件	提案に向けて設立した団体で も応募は可能でですか。	団体の活動状況などで、運営の健全性や事業の実施能力を確認させていただくため、応募時点で1年以上活動の実績があることを条件としています。 なお、1年以上の活動実績のある団体同士が新たに合併した場合などは、別途ご相談ください。
団体の要件	構成員の中に相模原市民がいない場合でも提案できますか。	構成員が相模原市民でなければならないという要件 はありませんが、事業を実施する中で、是非相模原 市の住民も巻き込んだ形で、事業を発展させていた だければと考えます。
事故時の 対応	怪我については参加者の責任 としているところですが、協働 事業の場合、万が一事故が発生 した場合のリスク負担はどの ようになりますか。	リスク負担についても協議の中で整理することになりますが、基本的には、実施団体において対応していただくこととなります。 そのため、傷害保険や賠償責任保険の加入などの対応を踏まえ、収支予算書を作成してください。
事業費	事業費の上限額は設けられて いますか。	ご提案いただく事業について、事業費や市負担金の 上限額は設けておりません。 しかしながら、厳しい財政状況の下、市が実施する 各事業においても見直しを行っているところであ り、協働事業についても必然的に質の高さや費用対 効果が求められています。

21 協議を効果的に進めるために



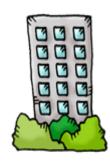
写真や関係する資料があると、理解しやすいです。

(現状がどのような状態にあるのか、具体的なイメージがつかめ、 理解が得られやすくなります。)



サービスを享受する対象者(子ども・高齢者など)やその人数をできるだけ明確にしておきましょう。

(客観的なデータを示すことにより、協議の場では抽象論ではない具体的な議論を進めることができます。)



市のホームページなどで、関係事業について確認をしてみま しょう。

(市のホームページや市発行の冊子(行政資料コーナーで閲覧)を見てみましょう。これまで気付かなかった情報やヒントが見つかると思います。また、市で既に取り組んでいる事業と提案しようと考えている事業との関係性を知ることで、事業の位置づけがより明確になります。)



インターネットを活用して調べてみましょう。

例えば、提案する事業のキーワードを入力して検索をかけるだけでも、実現可能性を高めるヒントが見つかると思います。 さらに「協働事業」や「協働事業提案」などの文字を併せて 入力することで、他自治体で取り組んでいる類似の事例が見 つかることも考えられます。

多くの情報を持っていることは、提案にとどまらず、事業を 進める上でも役に立つと思います。



協働事業提案制度以外に活用できる制度がないか調べてみましょう。既に活用できる補助制度や支援制度がある場合も少なくありません。既存の制度がある場合は、そちらの制度を優先させていただくことになります。



予算を見積もる場合は、見積書やカタログの写しを取っておきましょう。(積算根拠が明確になります。)

22-(1) 過去の採択事業の概要 (平成20年度)

※No.欄の(行)は行政提案型協働事業

	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
No		事業担当課
1	おもちゃの病院「さがみはら」運営事業 総事業費: 200,000円 市負担金: 190,000円	○地域の公民館やこどもセンターで活躍するおもちゃドクターを養成します。 ・地域に眠る人材の掘り起こしを行い、おもちゃドクターとして養成することによって、使い捨て文化の見直しを促し、おもちゃの修理の場を通して、こどもたちの「物を大切にする心」「科学する心」を育てます。 資源循環推進課
2	小原本陣の森:小規模多数地主の林地の団地化・生産林を目指す総事業費: 2,500,000円 市負担金: 1,500,000円	○神奈川の水源、相模湖地域の森林保全を行います。 ・相模湖地域の森を舞台とした10年に及ぶ森林保全活動の実践を踏まえ、提案団体と市との協働により私有林の団地化を推進することによって、継続的な環境保全を担保する経済性のある森づくりを目指します。
	NPO法人緑のダム北相模	相模湖まちづくりセンター(旧:相模湖経済環境課)
3	境川案内ハンドブックの作成 総事業費: 1,050,000円 市負担金: 1,050,000円	 ○市民にとって身近な川・境川の魅力を発信するガイドブックを作成します。 ・境川に対する市民の関わり(クリーンアップ・ウォーキング・観察)が高まってきており、提案団体のこれまでの活動から得られた知見・情報と、市が有する調査結果データを融合し、境川をトータルに解説するハンドブックを作成し、市民の散策やこども達の総合学習の場での活用を図ります。
	NPO法人境川の斜面緑地を守る会	水みどり環境課
4		○ニート・引きこもりの若者と地域の農業技術者との結びつきにより、若者の自立支援と農業振興による地域活性化を行います。 ・農業従事者の高齢化、労働力の不足が深刻化する中、ニートの若者の農業体験プログラムを充実させることにより、津久井韮尾根地区の遊休農地の解消と新たな担い手の育成、段階的な農業振興による地域活性化を目指します。
	NPO法人文化学習協同ネットワーク	津久井まちづくりセンター(旧:津久井経済課)
<i>5</i> (行)	「地域若者サポートステーション」の開設 事業 総事業費: 15,820,000円 市負担金: 1,000,000円	○若者に対する総合支援窓口となる「地域若者サポートステーション」を設置します。 ・不登校・引きこもり支援、さらに就職支援に対し豊富な経験と実績を持つNPOが若者の総合支援窓口を運営し、幅広く行政と連携し就労支援にとどまらない包括的な若者支援を行います。
	NPO法人文化学習協同ネットワーク	産業・雇用対策課(旧:働く人支援課)

Λ/ -	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
No	提案団体の名称	事業担当課
6	市民活動団体の自立した組織化を支援する事業 総事業費: 900,000円 市負担金: 600,000円	○市民活動団体の運営基盤を強化するための相談事業やセミナーを開催します。 ・NPO法施行から10年が経ち、市民活動団体が公共の場で果たす役割も大きなものとなっています。市民活動団体の自立化を図る趣旨から、行政による直接支援ではなく、NPOの先人、仲間という立場から事業を展開します。行政が期待している協働のフィールドを事前に認知しておくことによって、効果的な支援につなげます。
	NPO法人相模原エスティアート	市民協働推進課
7	動物との関わりから得られる総合的自然 体験学習・出張型動物介在教育事業 総事業費: 884,000円 市負担金: 404,000円	○大学における研究成果を地域に還元し、犬や馬といった古くから人と関わりを持つ動物たちとのふれあいの場、世話をする機会を小学校の教育現場や休日に提供します。 ・学校教諭等との連携を図ることによって、教育現場にあった多様なプログラムの創出に努め、こどもたちに対する心身の健康・教育効果を高めていきます。
	麻布大学 ヒトと動物の関係に関する教 育研究センター	学校教育課、津久井生涯学習センター
8	(仮) 生きるための学習講座 〜まなびなおし塾〜 総事業費: 5,193,000円 市負担金: 3,222,000円	○二一ト等の若者の就労・自立を支援する長期的 講座を開催します。 ・基礎学力の習得だけではなく、緩やかな社会参加を促すことが必要となることから、NPOの持つ豊富な講師陣を活用し、コミュニケーション能力や表現力などの「社会適応力」をつける機会を提供します。
	NPO法人きょういく応援団	産業・雇用対策課(旧:働く人支援課)
<i>9</i> (行)	(仮)森林再生·活用事業 総事業費: 600,000円 市負担金: 500,000円	○資格・技術を習得して活動を行ってきたNPO スタッフが間伐・枝打ちを行い、藤野地域の景 観地、名勝地等の環境整備を行います。 ・森林環境の保全とともに、間伐材を活用した商 品開発や地場産品の生産拡大などの検討を行 い、コミュニティビジネスの創出にも努めます。
	NPO法人ふじの森のがるでんセンター	藤野まちづくりセンター(旧:藤野経済環境課)
<i>10</i> (行)	(仮)市民活動PR事業 ~市民活動推進普及啓発事業~ 総事業費: 500,000円 市負担金: 500,000円	○市民活動をわかりやすく伝える市民活動PRビデオ(DVD)を作成します。 ・市民活動においても、担い手の高齢化・後継者の不足が課題となっていることから、提案団体の持つ若者支援のネットワークを活かすことにより、若者の社会参加、市民活動参加の促進に努めます。
	NPO法人ナレッジ・リンク	市民協働推進課

22-(2) 過去の採択事業の概要 (平成21年度)

Λ/ -	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
No		事業担当課
1	就職希望者対象コンピュータ実務教育事業~ T弱者からの脱却~ 総事業費: 1,155,000円 市負担金: 1,045,000円	○自立できる就労(若年者・中高年者の中途退職の防止・就職率のアップ)に結びつけるため、IT教育の機会に恵まれない就職希望者に、最低限基本となるコンピュータ実務教育の場を提供します。 ・NPO法人の持つノウハウ、人材、場所を活かし、実践的な実務演習を1日3時間、15日間のカリ
	NPO法人 デジタルコンテンツ研究会	キュラムで、年2回開催します。 産業・雇用対策課(旧:働く人支援課)
2	親子が集うコミュニティひろば事業 総事業費: 1,600,000円 市負担金: 1,500,000円	○子育ての不安を解消するため、常設でいつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換をしたり学んだりすることのできる場を提供します。 ・店舗等と連携を図った常設型の子育て支援拠点の開設・運営を目指します。 育児に関する情報提供や講座を通して、地域にお
	子育て親育ち応援団With.cfc	ける子育て支援の輪を広げます。 こども家庭課(旧:こども青少年課)
3	LD、PDD対象放課後クラブ事業 総事業費: 8,591,000円 市負担金: 2,351,000円	○学習障害や広汎性発達障害などを持つ発達障害 児の自立支援及びその保護者の就労を支援する ため、社会性の育成につながる教育的保育を行い ます。 ・小学1年から中学3年までの発達障害児を対象と した放課後クラブの開設・運営を目指します。 市民団体のこれまでの活動経験を活かし、カウン
	N P O 団体太陽の村	セリングを兼ねた、社会性の育成を行います。 高齢・障害者福祉課(旧:障害福祉課)
4	自然体験活動指導者育成事業 総事業費: 2,030,000 円 市負担金: 1,390,000 円	○観光資源を活かした地域活性化を推進します。 ・市民を対象とし、自然体験指導者を育成するため、 4泊5日の日程で講習会を開催します。年間30 名、5年間で150名の人材を育成、登録することを目指し、体験観光の受け入れ地域に派遣でき
	NPO法人 自然体験学校さがみはら校	る仕組みを構築します。 藤野まちづくりセンター(旧:藤野経済環境課)
5	相模原市に市民おひさま発電所を作ろう 〜太陽光発電普及への市民参加の仕組み づくり〜 総事業費: 4,311,000円 市負担金: 852,000円	○市民・事業者、行政の連携・協力により、市内の公共施設等に太陽光発電設備を設置し、市民おひさま発電所として、地球温暖化防止に向けた意識啓発への活用を図っていきます。 ・ソーラーサポーター制度といった市民参加(寄付)の仕組みを構築し、公共施設への太陽光発電設備
	太陽光発電所ネットワーク・PVさがみはら	設置の拡充を目指します。 ゼロカーボン推進課(旧:環境対策課)
6	絵本コンサート事業 総事業費: 151,000円 市負担金: 121,000円	○おはなし、オリジナルの絵コンテ、音楽を融合させた五感教育を行うことにより、こども達に感受性とイマジネーションに満ちた心豊かに生きるための精神を提供します。 ・小・中学校5校程度に出向き、体育館において絵本コンサートを公演します。また、地域のアマチ
	ビッグママ. プロジェクト	本コフザートを公演します。また、地域のアマチー ュア芸術活動の活性化を目指します。

Δ/	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
No	提案団体の名称	事業担当課
	楽しい理科実験支援事業	○身近な素材を活用した理科教材を提供し、完成させる中で、工夫することの楽しさや理科の面白された。 これ は まっぱった かかり
	(出張型) 総事業費: 527,000円 市負担金: 495,000円	を体験することによって、こども達の探究心や創造力を育成します。 ・経験に基づいたシニア達の工夫や知恵を活かし、 安価な工作部材を提供するとともに、メンバーに
7	(寺子屋型) 総事業費: 351,000円 市負担金: 335,000円	よる直接指導を行います。 ・小学校3校程度に複数回(2回程度)出張し、理科の単元に沿った形で授業を補完します。 ・市内のこどもセンターに出向き、20人規模の理
	理科で遊ぼう会	科実験教室(寺子屋型)を開催します。 出張型:学校教育課 寺子屋型:こども・若者支援課(旧:こども施設課)
8 (行)	市民講座の創造 総事業費: 465,000円 市負担金: 420,000円	○市民の学習ニーズが多様化する中で、市民自らが 新たな視点で講座を創り、また、自らが学んだこ とを活かすことのできる市民主体の講座づくり を支援します。 ・市民講座の企画・運営方法等を学ぶ講座を実施す
	 学びサポート研究会さくらの森 	るとともに、実際に自主企画講座の開催及び継続 的な開催に向けた組織化の支援を行います。 生涯学習センター(旧:総合学習センター)
<i>9</i> (行)	ICTを活用した地域コミュニケーション活性化事業 総事業費: 2,500,000円 市負担金: 2,500,000円	○情報通信技術を活用し、地域情報等の共有化の促進することによって、地域コミュニティの活性化を図ります。 ・様々な地域情報や行政情報が集まる地域ポータルサイトを構築します。構築にあたって、様々な市民の意見を反映するために、ワークショップを開催します。また、ホームページの立ち上げ支援や、ソーシャルネットワークサービス機能を備える
	有限会社コウチヤ社会貢献プロジェクト 特定非営利活動法人シニアネット相模原 特定非営利活動法人さがみはら市民会議	ことにより、情報プラットフォームとしての活用が図られるようにします。 市民協働推進課
<i>10</i> (行)	あじさい大学運営事業 総事業費: 4,200,000 円 市負担金: 4,200,000 円	○団体の有する豊富な人材やノウハウを活かし、高齢者大学の講座運営の一部を協働型で実施することにより、講座のさらなる活性化を目指します。 ・授業の管理・運営に当たり、地域人材を活用することで、効果的かつ効率的に事業を展開します。 また、公開講座においては、新たな視点に立った
	相模原市文化協会	市民発想の企画講座を開催します。 地域包括ケア推進課(旧:高齢者福祉課)
<i>1 1</i> (行)	小原宿活性化管理事業 総事業費: 500,000円 市負担金: 500,000円	○地域に精通し、愛着を持った地域住民が主体となり、小原宿周辺の活性化を図ります。 ・行政と市民の役割分担により、小原宿活性化計画に基づき整備された周辺散策路の小規模修繕やハイキングコースの安全確認、散策路の案内サインの作成協力などの維持管理を地域住民自らが
	小原宿活性化推進会議	行います。 相模湖まちづくりセンター(旧:相模湖経済環境課)

22-(3) 過去の採択事業の概要 (平成22年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
1	潤水都市の森づくり実現検討事業 総事業費: 302,000円 市負担: 302,000円	○森林保全に関する活動を市民全体で行うことを目的に森林ボランティア養成や、ボランティアの参加しやすい環境づくりを行います。・津久井の三井地区でボランティアの養成と活動場所を提供するほか、市民が交流できるイベントを実施します。
	特定非営利活動法人 自遊クラブ	│ │森林政策課(旧:津久井経済観光課 <i>)</i>
2	市民による市民のための成年後見まちづくり事業 総事業費: 1,995,000円 市負担: 1,945,000円	○成年後見人制度の普及を図り、成年後見人の担い 手を親族から市民へと拡大することを目的とし て、高齢者を対象とした現状調査や普及のための 研修講座を行います。 また、成年後見人制度の相談窓口を設けるほか、 市民後見人の育成と支援を実施していきます。
	成年後見さがみはら市民センター	地域包括ケア推進課(旧:介護予防推進課)
3	ブックチャンス事業 総事業費: 1,502,000 円 市負担 : 1,339,000 円	○乳幼児と保護者が絵本を通じて、心ふれあう楽しいコミュニケーションがとれるよう支援を行います。 ・南保健センターの4ヶ月健診と同時開催で、乳幼児の親子1組ずつに、絵本をつうじた親子のコミュニケーションの大切さをボランティアが「読み聞かせ」等を通じて伝えていきます。 ・また絵本を紹介し、記録をとる冊子「メモリーノ
	特定非営利活動法人 らいぶらいぶ	ート」を配布します。 こども家庭課(旧:こども青少年課)、 南保健センター、図書館
4	愛犬も愛される街に! "犬のフンは持ち帰ろう" 総事業費:1,339,000円 市負担:1,339,000円	○モラルのない飼い主による「犬のフンの放置」問題の解決に向け、チョークアートの美術技法を生かした啓発看板を作成し、配布します。また、地域での啓発看板作成講習会を開催、その他啓発物品のデザイン、配布等の活動を実施します。
	パステルポップ	生活衛生課

22-(4) 過去の採択事業の概要 (平成23年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
7,00	提案団体の名称	事業担当課
1	病児・病後児お泊り対応 子育てコンシェルジェ事業 総事業費:3,107,000円 市負担:1,307,000円	○地域小児科医と連携して、ファミリーサポート提供会員の中で、病児等の対応をしてくれる人を募り、Kids エイド養成講座を行います。 ・マッチングサービスとして利用会員の依頼に沿って Kids エイドの紹介をし、Kids エイドが訪問及び在宅で病児・病後児・お泊まりの対応を行うなど
	 特定非営利活動法人シーシーシーネット 	のサービスを提供します。 こども家庭課(旧:こども青少年課)
2	路上生活者等自立支援事業 総事業費: 9,900,000 円 市負担: 5,900,000 円 特定非営利活動法人 木パト	○路上生活者やDV被害者等の支援のため、団体が 運営しているシェルター(一時滞在施設)に相談 センター機能を併設し、アパート入居後も必要に 応じて支援できる体制をつくることで、自立につ なげます。 生活福祉課(旧:地域福祉課)
3	相模原市民あんしん家計相談の新設 総事業費: 565,000円 市負担: 343,000円 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ 協同組合	○市民からの日々の家計管理や将来の生活設計など家計全般についての不安や悩み等について、公正中立な立場から相談に応じて必要な情報や対策案を提供するための相談窓口を開設します。 消費生活総合センター(旧:生活安全課)
4	潤水都市の森づくり実現検討事業 総事業費: 302,000円 市負担: 302,000円	○森林保全に関する活動を市民全体で行うことを 目的に森林ボランティア養成や、ボランティアの 参加しやすい環境づくりを行います。・津久井の三井地区でボランティアの養成と活動場 所を提供するほか、市民が交流できるイベントを
	特定非営利活動法人 自遊クラブ	実施します。 森林政策課(旧:津久井経済観光課)
5	子どもたちの生きる力を育む冒険遊び場 「銀河の森プレイパーク」事業 総事業費:3,332,000円 市負担:3,182,000円	○子どもたちが自分達の足で通えるキャンプ淵野 辺留保地に常設の冒険遊び場を設置します。 ・子どもたちの自由な遊びをサポートすると共に、 ケガなどの緊急対応や地域住民との関係作りを 行うプレイリーダーを常駐させます。 ・プレイリーダーの養成講座、一般市民を対象とし た勉強会を開催します。 ・冒険遊び場を市内各地に点在させます。 ・子どもの生活環境・遊び環境の調査、四季の遊び
	相模原に冒険遊び場をつくる会	紹介マップを作成します。 こども・若者支援課(旧:こども青少年課)
6	学習指導案に沿った相模原の環境学習推進事業 総事業費: 522,000円 市負担: 522,000円	○教科書、学習指導要領を確認し、学習プログラム、教材など、環境学習のプログラムを作成します。 ・作成した環境学習のプログラムを5教科3クラスで試行実施し試行を経て内容の検討をします。 ・内容を確定し活用できるデータや仕組み作りをします。
	さがみはら環境活動ネットワーク会議	学校教育課
<i>フ</i> (行)	藤野の歴史的建造物めぐり 総事業費:2,000,000円 市負担:1,200,000円 特定非営利活動法人 ふじの里山クラブ 横浜国立大学大学院都市イノベーション 研究院大野研究室	○藤野地域の神社・寺院、古民家の調査をします ・市民に分かりやすい歴史的建造物の資料を作成します。 ・歴史的建造物と周辺の自然環境を案内するイベントを開催します。 住宅課(旧:街づくり支援課)

22-(5) 過去の採択事業の概要 (平成24年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
700		事業担当課
<i>1</i> (行)	職場体験事業 総事業費:959,000円 市負担:790,000円	○精神障害者を対象に、職場体験を提供する企業等を開拓し、企業及び対象者への職場体験の実習支援を行います。 ・職場体験受け入れに関する普及啓発策として、パンフレット及びホームページを作成します。
	特定非営利活動法人ともに会 	
<i>2</i> (行)	吉野宿ふじや活性化事業 総事業費: 1,470,000円 市負担: 1,440,000円	○甲州街道の宿場町の面影を残す吉野宿ふじやの リニューアルに伴う展示の模様替えや講演会等 のイベント実施、マップ作成等を行うことで活性 化をはかります。
	特定非営利活動法人ふじの里山くらぶ 子育てサロン&交流広場「かみみぞ ひだ	博物館 │ ○商店街の空き店舗を活用し、乳幼児とその保護者 │
3	まり」 総事業費: 4,545,000円 市負担: 3,414,000円	おおれている。 おおれている。
	上溝商店街振興組合	 こども家庭課(旧:こども青少年課)
4	携帯メルマガを活用したプッシュ型情報 配信による孤育て・産後うつ・乳幼児虐待 の予防解消事業 総事業費: 2,663,000円 市負担: 1,260,000円	○登録した市民に対し、育児に関する情報を携帯電話等へメールマガジンとして配信します。 ・登録者に対し定期的なアンケートを実施します。
	きずなメール・プロジェクト	こども家庭課(旧:こども青少年課)
5	介護予防と在宅支援を主体とした地域リハビリテーション推進事業 総事業費:388,000円 市負担:388,000円	○介護予防をテーマに教室や個別相談会を開催するほか、パンフレットやDVDを作成して普及啓発をはかります。・出前介護予防プログラムの企画・提案を行います。
	さがみはら在宅リハケア連絡会	地域包括ケア推進課(旧:高齢者支援課)、 介護保険課
6	長竹・稲生エコ発電事業 総事業費:546,000円 市負担:496,000円 	○農業用水路を利用した小水力発電や太陽光発電等の設備を設置することで防犯灯やイルミネーションの点灯を行うほか、蓄電を可能にすることで災害などによる停電時に地域住民に電力を供給できるようにします。 ・パンフレット等の作成・配布による再生可能エネ
		ルギーの普及啓発を行います。 ゼロカーボン推進課(旧:環境政策課)
7	自然体験活動指導者育成事業 総事業費: 2,327,000 円 市負担 : 1,300,000 円	○藤野地域の地域資源を活かした体験学習や体験型観光の受け入れができるよう、自然体験活動を提供する指導者を養成する講習会を実施します。 ・地域での体験プログラムを開催します。
		藤野まちづくりセンター(旧:藤野経済観光課)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
,,,,	提案団体の名称	事業担当課
8	津久井地域の自然や農業資源を活用した 観光農業による地域振興と若者の農事業 への参加ならびに就農支援事業 総事業費: 4,230,000 円 市負担: 900,000 円	○若者の就農支援と農業資源による地域振興を目的として、農事業に関わる若者の養成や、農業研修、ワークショップを実施します。 ・地場野菜の直売所を運営します。 ・地域資源を活用したイベントを開催します。
	特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	津久井地域環境課(旧:津久井経済観光課)
9	津久井の間伐材で森林を再生する商品開 発事業 総事業費: 1,578,000円 市負担: 1,278,000円	○間伐材の伐採、搬出、製材、加工、販売の仕組み を構築するとともに、間伐材を活用した学習机天 板の商品開発を行います。 ・小学生等を対象とした森林体験学習プログラムを 企画、実施します。
	さがみ湖 森・モノづくり研究所	森林政策課(旧:津久井経済観光課)
10	猫の譲渡会と相談会 i n 相模原 総事業費:445,000円 市負担 :445,000円	○野良猫や捨て猫などに関する相談会を実施するとともに、猫の里親さがしを行い、猫の飼育に関する公共的な課題解決をはかります。
	たんぽぽの里	生活衛生課
11	「木もれびの森」案内ハンドブックの作成 総事業費: 1,140,000円 市負担: 1,140,000円	○「木もれびの森」の理解と保全意識の向上、環境 教育の推進をはかる案内ハンドブックを作成し、 近隣自治会や小中学校に配布します。
	特定非営利活動法人 相模原こもれび	水みどり環境課
<i>12</i> (行)	相模原市立博物館情報ネットワークセンター事業 みんなでつくる相模原「知的探求散策アルバム」 総事業費:4,328,000円 市負担:3,082,000円	○市内の自然、文化、歴史に関する博物館情報を市 民みずから収集し、インターネット上で配信します。 ・スマートフォン等を活用した街歩きや映像作成等 のワークショップを開催します。
	神奈川工科大学	

22-(6) 過去の採択事業の概要 (平成25年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
/ / / /	提案団体の名称	
1	「音風景(サウンドスケープ)」事業 総事業費:285,000円 市負担 : 270,000円	○不登校の児童・生徒が利用する相談指導教室の通 室生を対象に、音楽を通じコミュニケーション能 力を育むワークショップを開催する。
	ビッグママ・プロジェクト	青少年相談センター
2	Spiral Out Clearing Cold Environment Rock スポーツで、無限の可能性を切り拓こう! 総事業費:2,164,000円 市負担 :1,704,000円	○不登校の児童・生徒が利用する相談指導教室の通室生を対象に、サッカーを中心にスポーツを楽しむ教室を開催し、外へ出て活力を得るきっかけづくりを行う
	特定非営利活動法人無限	 青少年相談センター
3	森林づくり活動推進事業 総事業費: 1,884,000円 市負担: 804,000円	○さがみはら森林ビジョンの実現に向け①「さがみはら森林ボランティア入門ガイド」の作成②地元住民や協力企業との協働による森林整備の推進および体験イベントの実施を行う。
	特定非営利活動法人自遊クラブ	森林政策課(旧:津久井地域経済課)
4	水源の森再生と森の広がる山間地域 (青根)活性化事業 総事業費: 1,591,000 円 市負担 : 1,551,000 円	○青根地区の山間地域ならではの魅力や森林資源 の活用について掘り起こし、情報発信するととも に、活用のしくみを検討する。
	薪で沸かそう!「森の温泉」プロジェクト inさがみはら	津久井地域環境課(旧:津久井地域経済課)
<i>5</i> (行)	若者向けメンタルヘルス対策事業 総事業費:340,000円 市負担:300,000円	○若者を対象に、ストレス等への対処法に関する講座を開催する。同時にコミュニケーション・スキルの向上を図り、お互いが相談者になれるよう力をつけさせる。
	桜美林大学 健康心理・福祉研究所	
6	障害者の就労体験・就労訓練の場の創造 総事業費: 8,900,000 円 市負担: 4,338,000 円	○相模湖交流センター内のレストラン店舗において、障害者(特に精神障害者)が接客を含む就労を行うことで、自立を支援する。
	特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ	
7	尾崎咢堂記念館活性化事業 総事業費: 1,000,000 円 市負担: 880,000 円	○団体所蔵品および団体ネットワークを活用し、没後 60 年の記念特別展及び関連イベントを開催するとともに、咢堂ゆかりの場所めぐりマップを作成する。
	尾崎行雄を全国に発信する会	博物館

22-(7) 過去の採択事業の概要 (平成 26 年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
/ / /	提案団体の名称	事業担当課
1	市民力を高める計画立案手法(CPS*)による市民リーダー育成事業 *CPS:Citizen Planning Session 総事業費:1,339,000円 市負担: 740,000円 慶應義塾大学SFC研究所 コミュニティ活性化・ラボさがみはら	○地域の様々な公共的課題を、市民自らが解決していくための第一歩として、市民同士の合意形成及び計画づくりの手法を学ぶ場を提供し、参加者が抱える実課題を取り上げながら、市民リーダーとして地域で実践していける人材の育成を行う。 市民協働推進課
2	中途失聴・難聴者向けコミュニケーション 教室 総事業費: 430,000 円 市負担 : 386,000 円 特定非営利活動法人 相模原市難聴者協会・土の会	□氏励働推進課 ○中途失聴・難聴者の自立や社会参加を支援するために、要約筆記付きで初歩から実践までの手話教室や読話(口唇の動きで読み取る)教室、コミュニケーションふれあい教室、家族や支援者を含めた交流会を開催する。 高齢・障害者福祉課(当初:障害政策課)
3	相模原市内ことばの道案内作成・提供事業 総事業費: 1,732,000 円 市負担 : 1,398,000 円	○情報のバリアフリー化及び視覚障害者の外出支援 ・社会参加の促進のため、公共施設や公共交通な どに関する、音声による道案内を作成し、ホーム ページ(PC、携帯電話)で公開する。現地調査 に基づき作成するため、点字ブロック敷設状況の
	特定非営利活動法人ことばの道案内	検証も同時に行うことができる。 高齢・障害者福祉課(当初:障害政策課)
4	詩と絵画のコラボレーション展 総事業費: 812,000円 市負担: 682,000円	○精神障害者の詩に、それをイメージして絵画を添えた展示会を開催する。絵画は精神障害者または団体の会員が製作する。①作品製作を通した感情表現の機会提供②展示会の開催準備や期間中の受付業務、交流会などを通した社会参加の促進③市民への啓発による理解の促進…の3点により精神
	 詩と絵画のコラボレーション展実行委員会	障害者の自立を支援する。 精神保健福祉課
5	子育て家庭による地域子育で相互支援育成 事業 総事業費:771,000円 市負担:522,000円	〇若い子育て世代が相互に子育てを支え合う環境づくりと、そのための人材育成を進めるため、和泉短期大学の施設とノウハウを活用し、保護者同士による子育て相互支援活動の創出・育成を行う。
	和泉短期大学 	
6	相模原市さくらさくプロジェクト推進事業 総事業費:1,670,000円 市負担:1,410,000円	○相模原市シティセールスの第一戦略に掲げられている「桜」をキーワードに、市民の相模原への誇りの醸成及び魅力的なまちづくりへの寄与をめざし、①桜の植樹②桜守(桜サポーター)の育成③ さくら観光プロムナードの開発④さくらカフェ
	相模原市さくらさくプロジェクト推進協議 会(観光協会、産業振興財団、まち・みど り公社、さがまちコンソ)	(桜に関する理解と環境保全活動への理解促進講座)の開催⑤ホームページによる情報発信を行う。 観光・シティプロモーション課 (旧:シティセールス・親善交流課)
7	まちの顧客発にぎわい情報の発信事業 総事業費: 2,497,000円 市負担: 2,106,000円	○市民=顧客目線による消費者にとって魅力的な題材の掘り起しと発信を行い、商店街を中心とするまちの活性化をはかるため、情報プラットフォー
(行)	さがみはらソーシャルデザイン研究所 アストロコムズ	ムとして facebook およびウェブサイトを運用するとともに、キャンペーンやイベントを開催し、来街を促す。 地域経済政策課(旧:商業観光課)

22-(8) 過去の採択事業の概要 (平成27年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
<i>1</i> (行)	落書きのない安心して暮らせるまちをめざ して 落書き防止活動事業 総事業費:750,000円 市負担:654,300円 ・相模原塗装協同組合 ・特定非営利活動法人 きこり	○現在放置されている落書きを消去して、きれいにすることで落書き防止を抑制する。 ○消去作業の大変さを体験・見学することで、安易な発想で行われる落書き行為を防止する。 ○落書き行為が発生しやすい場所などに、あらかじめ絵画等を描き、落書きを防止する。 交通・地域安全課(旧:生活安全課)
2	地域経済活性化事業 総事業費: 2,243,000円 市負担: 1,990,000円	○ホームページに、市民や市内在学の学生に地元の 商店や個店等の取材を行い感想やコメントを投稿 してもらい、消費者間の情報共有の場所を作る。 また、コメント等をもとに印刷刊行物を年二回市 内全域に配布する。また、年一回、事業に協力し た店舗の中から出展を募り、店舗の見本市となる ようなイベントを実施する。
	astro coms	地域経済政策課(旧:商業観光課)
3 (行)	共助による旧耐震基準の住宅の所有者等に 対する耐震化支援 総事業費: 2,378,200円 市負担: 2,148,000円	○地域で耐震性不足の住宅に居住している市民宅に 訪問し耐震に関する普及啓発を行う。○耐震相談後の具体的な対応をするための専門家へ の橋渡しを行う。○自治会等の防災担当者に、共助による地域ぐるみの 耐震促進を啓発する。
	特定非営利活動法人 建築文化研究会	建築政策課(旧:建築指導課)
4	津久井地域の鳥獣被害を減らそう事業 総事業費: 1,484,000円 市負担: 1,257,000円	○地域での聞き込み調査を行い、モデル箇所・場所を決め対象となる鳥獣の行動を観察するために監視カメラを設置する。その後は定期的に現場へ出向き、データをもとに動物の侵入経路・動線データを確認し、まとめることで有効な鳥獣被害の対策を講じる。
	リアルエキスパート・さがみはらプラス	
5	津久井韮尾根の里山を活用した若年無業者 等と都市住民との交流事業 総事業費: 4,902,000 円 市負担: 1,185,000 円 特定非営利活動法人	○農業事業の実施環境を整備し農業生産を拡充する。 ○都市からの農業体験者の誘致を促進する。 ○地域の農家などの住民との協働、ネットワークを 拡充する。
	文化学習協同ネットワーク	津久井地域環境課(旧:津久井地域経済課) ○健康づくりと相模原の地域資源を有効活用するた
6	相模原は高齢層を中心に健康寿命を維持するトレイルウォーキングの一大集積地 総事業費: 3,000,000円 市負担: 2,710,000円	し健康 フィッと相撲点の地域負点を有効治用するため、トレイルウォーキングを行う。①コース選定及び事業のグランドデザイン作成及び実施②トレイルウォーキングに関する専門家を中心に
	コミュニティ・ソーシャルサポート(CSS)	した普及のための体制づくり ③の関連団体との協力体制 ④効力のアピールや実施内容の広報・PR等を行う。 健康増進課

22-(9) 過去の採択事業の概要 (平成28年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
1	WEBを活用した野菜販売促進プロジェクト事業 総事業費: 2,925,000円 市負担: 2,635,000円	○農家と住民の協働及びネットワークの拡大並びに 地域経済の活性化を目指す。 ①WEBサイトを制作し、朝市や農家に関係する 広報活動を行う。
	ビオ市/野菜市事務局	②耕作放棄地の活用等により、新規就農者の支援 を行う。 農政課、藤野まちづくりセンター
2	津久井産材製キエーロ(木製の生ごみ処理器)の開発・普及モデル事業 総事業費:1,601,000円 市負担:1,050,000円	○津久井産材により土壌分解式生ごみ処理器(キエーロ)を制作し、モニター調査を実施して普及を図り、森林の利活用を推進する。
	津久井商工会	森林政策課(旧:津久井地域経済課)
3	森林活用モデル検討事業 総事業費: 3,222,000 円 市負担 : 1,590,000 円	○「さがみはら森林ビジョン」掲載の「市民の森」の 実現に向けて、市民の森の周知・利活用に関する条 件の整備を進め、又、市民の参画を目指す。
	特定非営利活動法人自遊クラブ	森林政策課(旧:津久井地域経済課)
4	自動車ドライバーを含む自転車利用者向け 交通安全講習会事業 総事業費: 1,280,000円 市負担 : 1,051,000円	○学校や自治会等で、自動車及び自転車に関係する 交通ルールの背景を理解するための安全講習会を 行い、安全運転への意識を高め、事故防止につな げる。
	株式会社セルクル	交通・地域安全課
5	空家を活かしたしくみと暮らしやすいまち づくり事業 総事業費: 2,081,000円 市負担: 1,883,000円	○建築等の専門家や学生のアイデアを活かした空家 の利活用マニュアルを作成し、空家を有効に活用 できるよう情報発信を行う。
	神奈川建築士事務所協会相模原支部	住宅課(旧:街づくり支援課)、 交通・地域安全課
6	魅力ある商店街を育てる景観まちづくり事業 業総事業費:2,024,000円 市負担:1,839,000円	〇モデル地域(商店街を想定)を選定し、景観調査 を行い、抽出された課題と資源を分析し、地域住 民とともにワークショップ等を行うことで、景観 の視点を生かした、まちの魅力づくりをする。
	神奈川県建築士事務所協会相模原支部	建築政策課(旧:街づくり支援課)、 地域経済政策課(旧:商業観光課)

22-(10) 過去の採択事業の概要 (平成29年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
1	津久井里山体験ツアー運営による地域活性 化事業 総事業費:1,536,000円 市負担:1,389,000円	○現在、藤野地区で行っている里山体験ツアーを津久井地域の観光資源を活用し、津久井全域に広げることで、津久井地域の活性化及び観光を通じたさまざまな交流促進を図る。
	一般社団法人 藤野観光協会	緑区役所区政策課
<i>2</i> (行)	高尾山・石老山からの相模湖・藤野方面へ のハイカー誘客促進事業 総事業費: 3,522,000円 市負担: 3,172,000円	○高尾山、石老山からの相模湖、藤野方面へのハイカー誘客のため、ローマ字標記を併記した地域材を利用した道標の整備、ハイキングガイドの養成、ハイキングイベントを開催する。
	相模湖商工会	観光・シティプロモーション課(旧:商業観光課)
3	市民講座による生涯学習の推進事業 総事業費: 2,376,000 円 市負担 : 1,908,000 円	○新たな生涯学習の仕組みづくりの構築に向け、市民による市民のための市民講座の長期講座を行うとともに、長期講座修了者のサークル化を推進し、生涯にわたって学び続けることができる体制を整える。
	市民講座 まなびのライブ塾	生涯学習センター
4	「木もれびの森」案内看板及びマップ製作 事業 総事業費:1,451,000円 市負担:1,312,000円	○初めて「木もれびの森」を訪れる方が安心・安全に 散策できるよう、案内看板や順路等案内板を設置 し、紙ベースの「木もれびの森マップ」の作成、ホ ームページ上への掲載により容易に散策できる環 境を整える。
	特定非営利活動法人 相模原こもれび	水みどり環境課

22-(11) 過去の採択事業の概要 (平成30年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
,,,	提案団体の名称	事業担当課
1	若年層に向けた金融教育支援事業 (高校生にも分かる契約、金融と奨学金の話) 総事業費:411,000円 市負担:242,000円	○成年となることで契約に係る権利と責任が大きく変化することを踏まえ、高校生やその保護者に対して、金融教育や法的に大人になることについての講義、高校生が経済的理由で進学をあきらめないための奨学金等支援制度の適正な活用方法の説明や個別相談を行うことで、消費者被害の未然防止や将来の健全な市民の育成をしていく事業
	神奈川県ファイナンシャルプランナーズ 協同組合	消費生活総合センター 青少年学習センター
2	食でつながる子育て相談事業 総事業費: 3,595,000円 市負担: 1,215,000円	○子育てに悩みをもつ保護者が一人で悩まないため の居場所づくりをする。相模原の生産物などに触 れる機会を含めた、独自の食の教育プログラムの 作成と、居場所でのデータを集計・分析し全国の 子育て支援に繋げる事業
	NPO 法人 フーズマイルぐりぐら	こども家庭課 各子育て支援センター

22-(12) 過去の採択事業の概要 (令和元年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
/ • 0	提案団体の名称	事業担当課
1	防災意識の普及啓発、持続可能なエネルギーと 人の繋がりの活性化事業 総事業費: 3,700,000 円 市負担 : 3,150,000 円	○電気をはじめとした災害時に役立つ知識や防災・減災に資する知識、自助や共助の重要性などについて、幅広い世代へ普及啓発するため、イベントへの出展や、関心のある団体に対して出前ワークショップを実施する。
	藤野電力	危機管理課 緑区役所地域振興課 藤野まちづくりセンター 政策課(旧:企画政策課)
2 (17)	オープンデータ活用促進事業 総事業費:30,000円 市負担:-	○オープンデータの利活用促進のため、市民に役立 つオープンデータのニーズを掘り起こし、目に見 えるサービス・アプリケーションの活用事例づく りを行い、オープンデータ活用実績として周知を 行う。
	さがみはらIT協同組合	DX推進課(旧:情報政策課)
3 (17)	共助によるまちの身近な安全対策の促進事業 総事業費: 1,432,000 円 市負担 : 1,272,000 円	○近年、各所で大規模な地震、台風による被害が頻 発しており、私たちの生活や財産に多大な影響を 及ぼしている。身近にある危険な要因として管理 不全のブロック塀の倒壊や屋外広告物の落下など が挙げられ、こうした危険要因を除去し、適切な 情報提供を行い、安全に対する意識の向上を目指 す。
	特定非営利活動法人 建築文化研究会	建築政策課(旧:建築・住まい政策課)

22-(13) 過去の採択事業の概要 (令和2年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
1	「住んでみたいまち相模原をめざす移住·定住 促進事業 総事業費: 4,374,000円 市負担: 3,922,000円	○人口減少の時代にあって、「住んで良かった」と思えるまちづくりに貢献するために専用HPの運用、移住・定住に関する全般的な相談事業、中山間地域の住環境整備及び空き家対策等の事業を実施する。
	藤野観光協会	緑区役所地域振興課 観光・シティプロモーション課 住宅課(旧:建築・住まい政策課)
2	食品ロスと食の格差解消で夢と希望が持てる まちづくり 総事業費:614,000円 市負担:537,000円	○規格外や賞味期限間近の食材が廃棄されている一方、明日の食事にも困る世帯に食材を適宜配布することで循環型社会を実現させる。また、食の格差を削減することで、市民の暮らしの満足度を高め、子どもや若者をはじめ誰もが生涯にわたり活躍でき、笑顔と希望があふれるまちを次代につなぐ。
	フードコミュニティ	青少年学習センター 子育て給付課 資源循環推進課
3	市民参加による「さがみはら散歩」作成事業 総事業費: 1,520,000 円 市負担 : 1,341,000 円	○相模原を市民がよく知り、全国に発信していくために、相模原を紹介する書籍を市民参加により作成したい。書籍には、文章、写真、地図、文芸作品などのほか、歴史、文化等を掲載し、総合的に相模原を知る資料とする。
	市民講座 まなびのライブ塾	観光・シティプロモーション課 生涯学習センター

22-(14) 過去の採択事業の概要 (令和3年度)

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務継続計画(BCP)の発動に伴い、新規提案の採択を令和4年度に先送りしました。

22-(15) 過去の採択事業の概要 (令和4年度)

No	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
1	里山保全・再生と活用のモデル検討事業 総事業費:3,168,000円 市負担 : 2,682,000円	○森林面積が6割の相模原市には、街に接する里山 林が多数あるが、その活用が不十分のため、手入 れや再生が行き届かない里山林が多い。そのため に、里山林の積極的な活用を通して、その保全と 再生を図る。
	特定非営利活動法人 自遊クラブ	森林政策課
2	「さがみん条例」の1つのシンボルとなる相模原市オリジナル教育プログラム=「シビックプライド向上ゲーム」開発事業総事業費:730,000円市負担:650,000円	○現在、相模原市には、シビックプライドを醸成するための代表的な教育プログラムはなく、市の魅力を「パズルとクイズカード」で遊びながら学べ、シビックプライドを涵養する教育プログラム(=ゲーム)を開発する。
	相模原市印刷広告協同組合	観光・シティプロモーション課
3	野生鳥獣被害の実態や対策、生物の多様性を周知する事業 総事業費:834,000円 市負担:743,000円	○野生鳥獣による農作物の被害の状況やその対策を 周知すると共に、野生動物の命の尊厳を守り、野 生動物と人間との共生の在り方について市民と共 に考える場を作り、生物多様性の保全と理解を促 進する。
	野生動物との共生の会	緑区役所区政策課
4	「城山自然の家」を観光ゲートとした城山エリアでの e-bike ツアーの造成 総事業費:2,026,000 円 市負担 :1,815,000 円	〇中山間地域への入口(ゲート)に位置する「城山自然の家」を観光ゲートとし、相模原市緑区の城山エリアにおける特徴的な観光である自然散策をe-bike ツアーと組み合わせることでアクティビティ要素を加えた体験型観光に昇華し、当該エリアが抱えている課題(二次交通、来訪者属性の偏り、認知度の低さ、観光資源の未成熟さなど)の解決を図る目玉コンテンツとして造成する。
	城山観光協会	観光・シティプロモーション課 城山まちづくりセンター

さがみはら市民活動サポートセンターをご利用ください!

サポートセンターは、市民活動や NPO・ボランティアなど公益的な活動をしている人たちの支援をしています。活動を始めてみたい、もっと活発に活動したいと思っている方はお気軽にセンターにお越しください。運営は、市と NPO 法人さがみはら市民会議が協働で行っています。

サポートセンターでは、会議や打合せ、作業などの場の提供や、活動に役立つ情報の収集・発信、市民活動の活性化を図る講座や団体間の連携を進めるカフェやフェスタの開催、さらには、団体の立ち上げや組織の運営等の相談、各種助成金の案内などを行っています。

※市民活動とは、市民が主体的、自発的に行う営利を目的としない公益的活動であって、 宗教、政治、選挙活動を除きます。公益的な活動とは、不特定多数の人の利益の増進に 寄与することを目的とする活動(社会貢献活動)です。趣味の範囲での活動はご遠慮く ださい。

○オープンスペース(6人テーブル×4)

予約なしで自由にご利用できます。

○会議室(定員 24 人)

事前予約が必要です。登録団体のみ利用できます。(無料)

○ロッカー(48個)

活動に必要な印刷用紙、参考図書、事務用品などの保管場所にご利用できます。

○レターケース

郵便の受け取りやメンバー間の連絡 BOX としてご利用できます。

〇印刷、コピー

印刷機やコピー機、紙折り機、丁合機等を備え、チラシや会報を印刷できます。(有料)

さがみはら市民活動サポートセンター

所在地:中央区富士見 6-6-23 (けやき会館 3 階)

電話/FAX:042-755-5790

開館時間:火・金曜日 午前9時~午後9時まで

水・木・土・日曜日 午前9時~午後5時まで

休館日:毎週月曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)、

定期点検・定期清掃日ほか

URL: https://www.sagamaru.org/ E-mail: sagami.saposen@iris.ocn.ne.jp